

松伏町子ども・子育て支援事業計画 (案)

“子どもいきいき、家族にここに、
みんなが育つ、^まち^ち地域づくり”



〔 目 次 〕

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 策定体制	2
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く環境	4
1 人口・世帯の状況	4
2 出生・女性の就労の状況	9
3 教育・保育施設の状況	13
4 次世代育成支援行動計画の評価	15
5 ニーズ調査結果の概要	18
6 子ども・子育て支援の課題	23
第 3 章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	26
1 計画の基本理念	26
2 計画の基本目標	27
3 子ども・子育て支援の課題と対応の方針	28
第 4 章 子ども・子育て支援施策の体系と具体的な取り組み	30
基本目標 1 いきいきと子どもが生まれ育つまち	31
1 母親並びに乳幼児の健康の確保・増進	31
2 未就園児とその家庭に対する支援	35
基本目標 2 にこにこ子どもを育てるまち	36
1 地域における子育ての支援	36
2 職業生活と家庭生活の両立の推進	39
3 要保護児童等へのきめ細かな対応	40
基本目標 3 みんなが子どもをつつむまち	43
1 安全・安心な生活環境の整備	43
2 子どもの安全の確保	44

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	45
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	45
1 教育保育提供区域について.....	45
2 社会的条件と施設の立地状況.....	45
3 教育・保育提供区域の設定.....	48
第2節 教育・保育施設の充実.....	49
1 教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期.....	49
2 教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保.....	54
3 産後の休業及び産休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	57
第3節 地域子ども・子育て支援事業.....	60
1 相談・支援を行う事業.....	60
2 訪問による事業.....	61
3 通所による事業.....	62
4 その他の事業.....	66
第6章 計画推進体制.....	67
1 計画推進体制.....	67
2 計画達成状況の点検・評価.....	67



第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援法」は、少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を行い、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に子どもの生存と発達を保証します。また、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働、役割を果たすことが必要です。

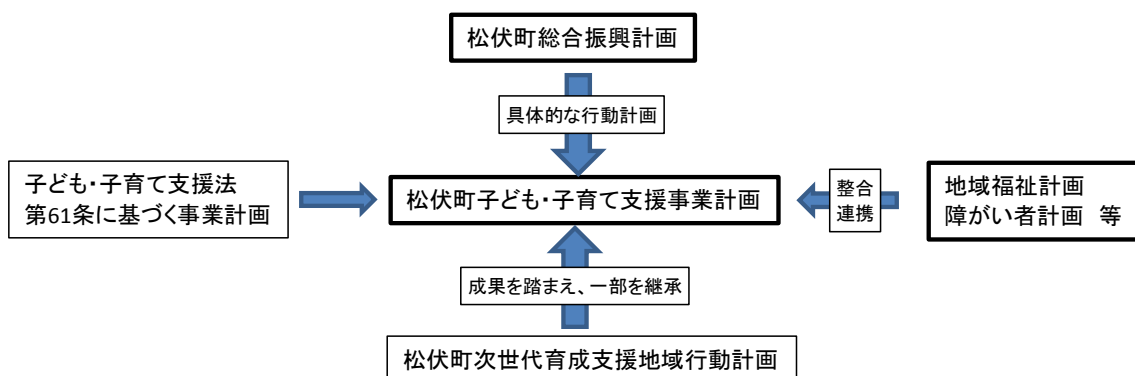
松伏町においては、『松伏町次世代育成支援地域行動計画～子どもいきいき、家族にここに、みんなが育つ、地域（まち）づくり～』（平成17年度～平成26年度）を策定して取り組みを進めてきましたが、本計画によって質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援のさらなる充実を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

最上位計画である総合振興計画をはじめ、地域福祉計画、障がい者計画等との調和を図ります。

また、「松伏町次世代育成支援地域行動計画」の成果を踏まえ、一部を継承します。



3 計画の対象

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園を通じた保育機能の確保、それらの施設の利用者支援や地域子育て支援拠点などの「地域子ども・子育て支援事業」の充実を図ることで、未就学児童とその家庭を支援するものです。

また、就学児童を対象とした放課後児童クラブが「地域子ども・子育て支援事業」に含まれており、学校教育との連携・接続にも配慮されます。

さらに、本計画では「松伏町次世代育成支援地域行動計画」の成果を踏まえ、一部を継承することで、子どもに対する総合的な支援計画としてまとめられます。

4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間とします。また、状況の変化により、必要に応じて見直します。

5 策定体制

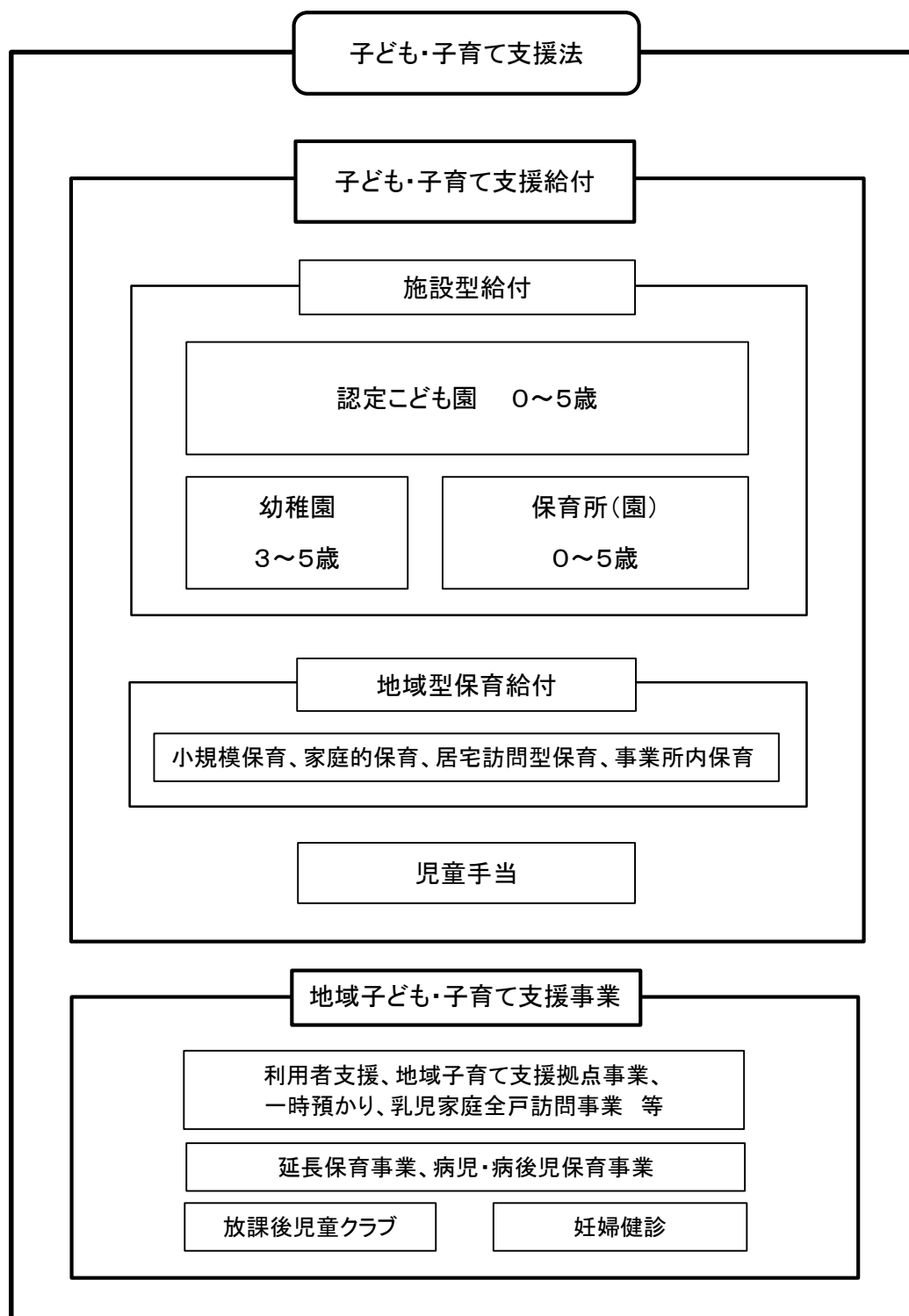
本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「松伏町子ども・子育て支援審議会」にて委員の意見を聴取して策定します。

同審議会では、松伏町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査審議します。

■調査審議の内容

- ① 特定教育・保育施設（保育所（園）、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときに係る事項を処理すること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

〔参考〕子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要





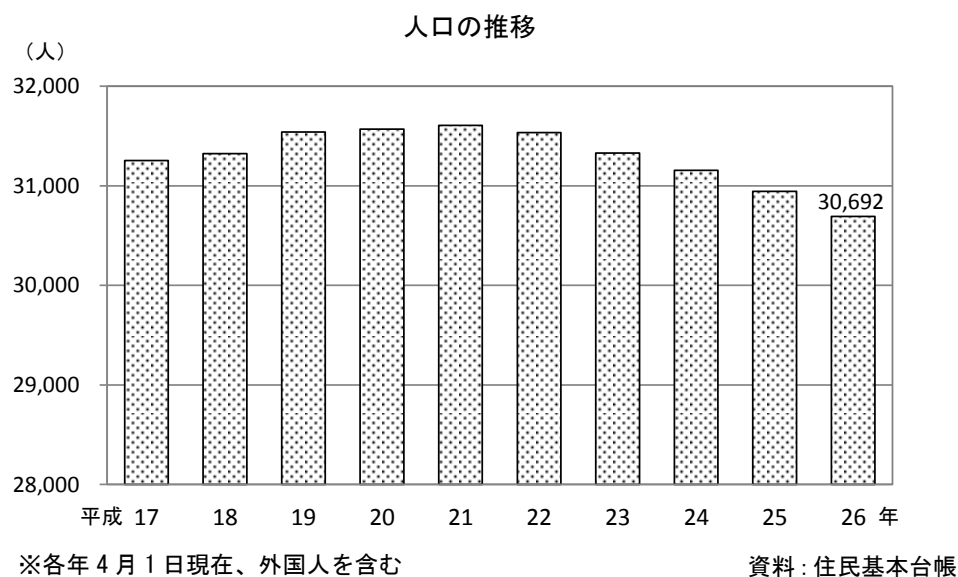
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

松伏町の人口（各年4月1日現在）は、平成21年の31,606人（外国人を含む）をピークに減少に転じている。平成26年の人口は30,692人で、平成25年に比較して0.81%の減少となった。



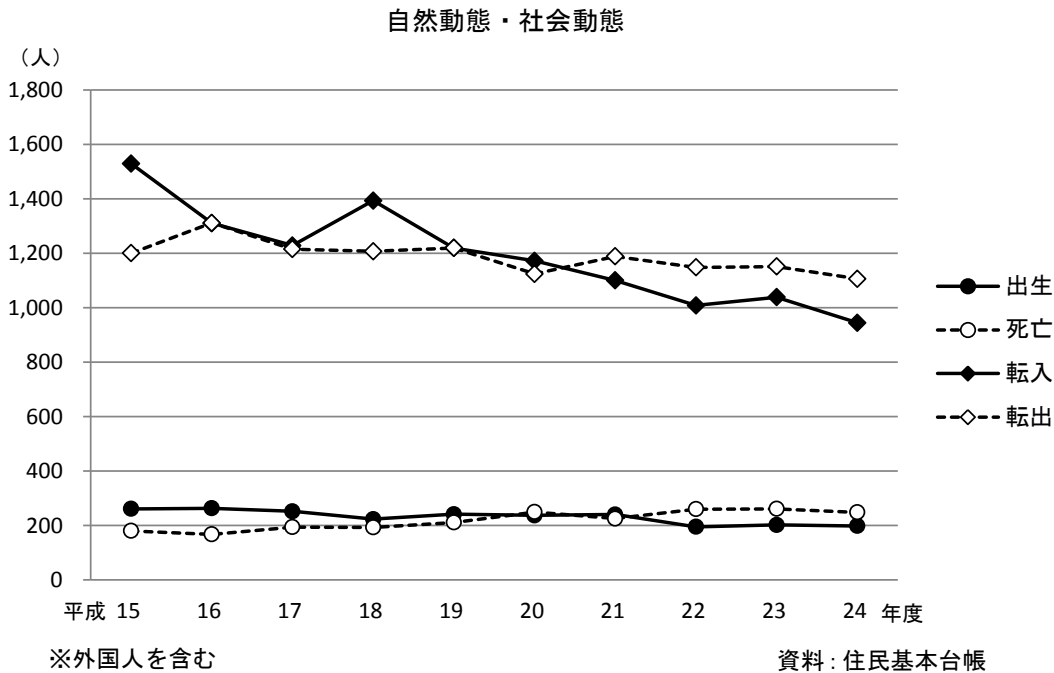
② 自然動態・社会動態

自然動態では、出生は平成17年度までは260人前後であったが、平成19～21年度には240人前後となり、平成22年度以降は200人前後まで減っている。平成24年度の出生は198人であった。

死亡は平成16年度以降穏やかな増加基調にあるが、平成24年度は前年より13人少ない248人であった。平成22年度以降、死亡が出生を上回っている。

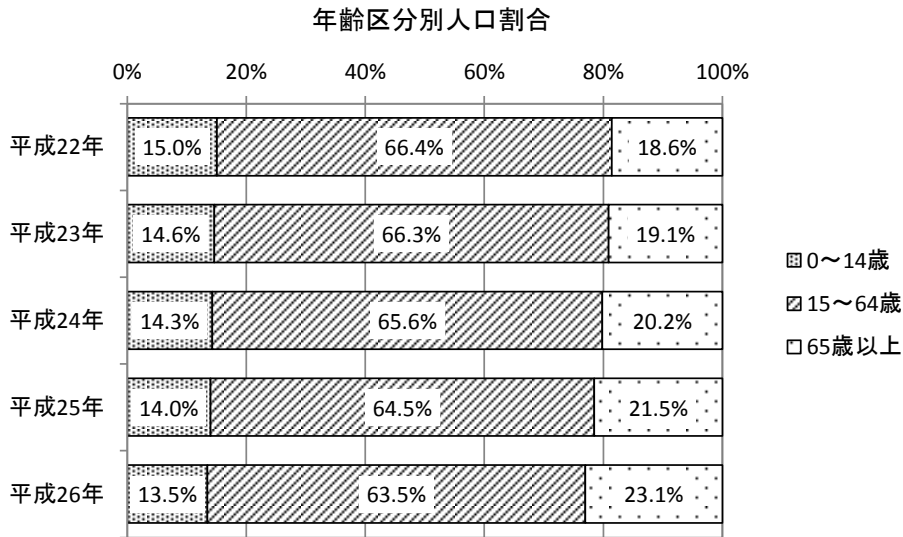
社会動態では、転入は平成13年度以降減少基調にあり、平成24年度の転入は944人であった。

転出は、1,100～1,200人程度で推移しており、平成24年度の転出は1,106人であった。平成21年度以降、転出が転入を上回っている。



③ 年齢区分別人口割合

平成26年の総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は13.5%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は63.5%で、いずれも近年では低下傾向を辿っている。他方、老年人口（65歳以上）の比率は上昇を続けており、平成26年には23.1%になった。

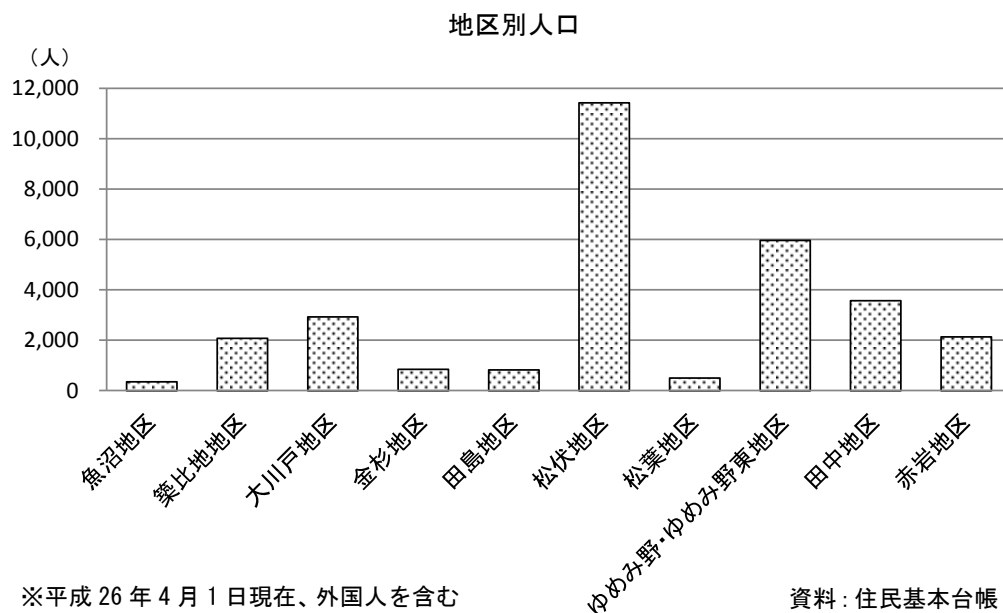


※各年4月1日現在、外国人を含む

資料：住民基本台帳

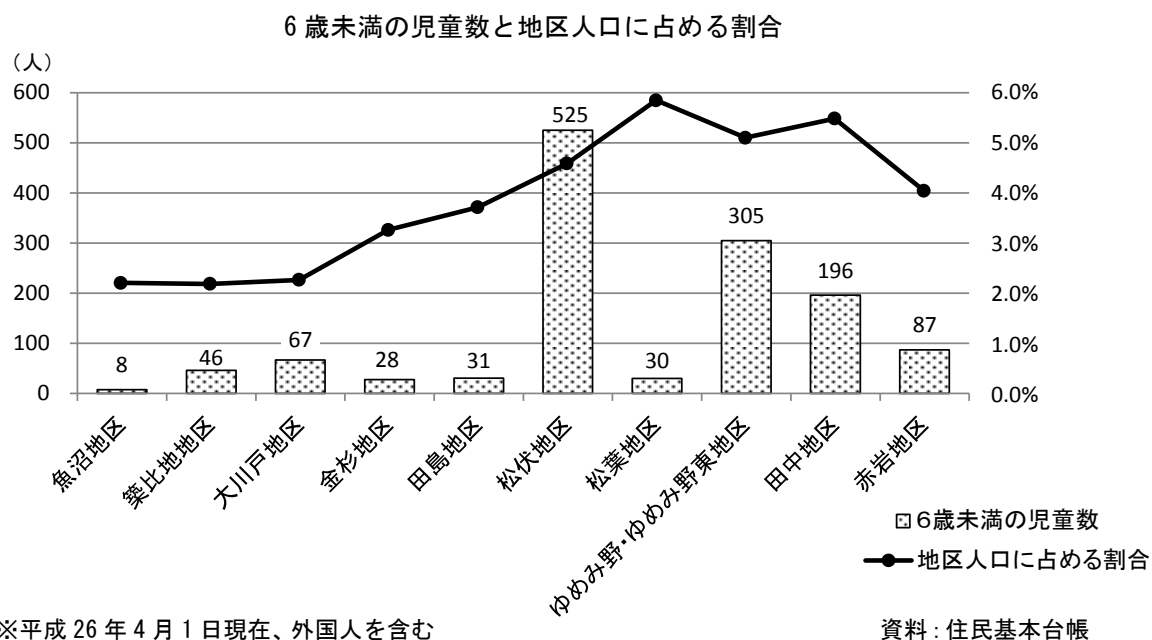
④ 地域別人口

松伏地区の人口は11,425人で、全体の37.2%を占めている。続くゆめみ野・ゆめみ野東地区は5,974人で全体の19.5%を占め、この2地区で町の総人口の56.7%を占めている。



6歳未満の児童数でも松伏地区が525人で最も多く、全体の39.7%を占めている。ゆめみ野・ゆめみ野東地区は305人で全体の23.1%を占め、この2地区で町内の6歳未満児童数の62.9%を占める。

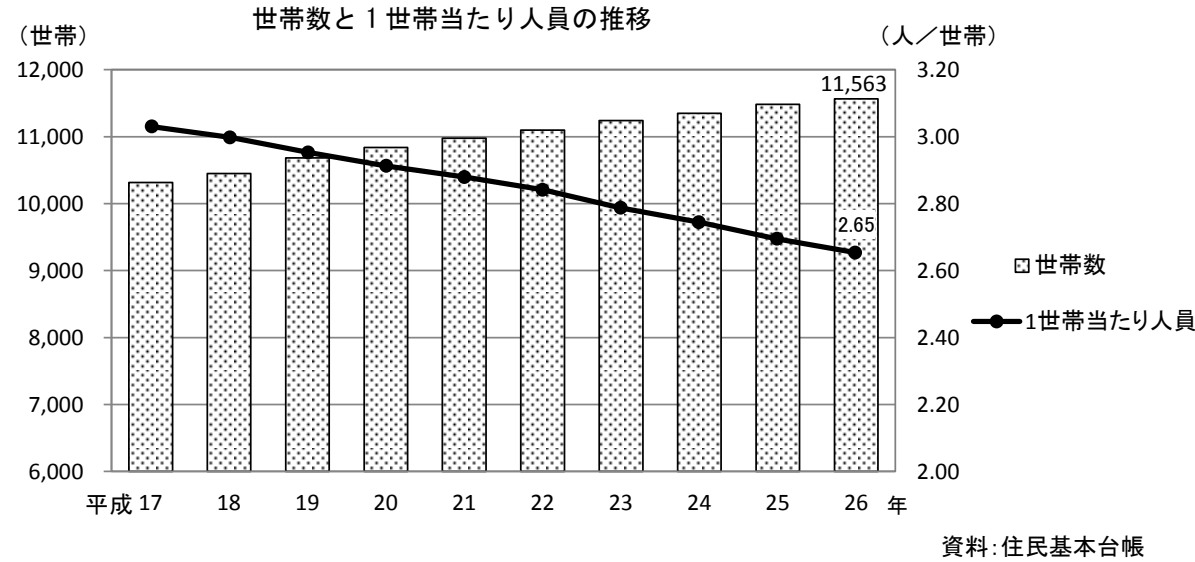
地区人口に占める6歳未満の児童の割合では、松葉地区、ゆめみ野・ゆめみ野東地区、田中地区が5%を超えている。



(2) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯当たり人員

世帯数は人口の頭打ちに反して増加傾向を続けている。このため、1世帯当たり人口は減少している。平成26年の世帯数は11,563世帯で、1世帯当たり人口は2.65人であった。



② 世帯構成

世帯の家族類型別割合では、松伏町の一般世帯数は10,419世帯で、その69.7%が核家族世帯である。核家族世帯のうち、夫婦と子どもの世帯は全体の40.0%、ひとり親と子どもの世帯は全体の10.0%となっている。

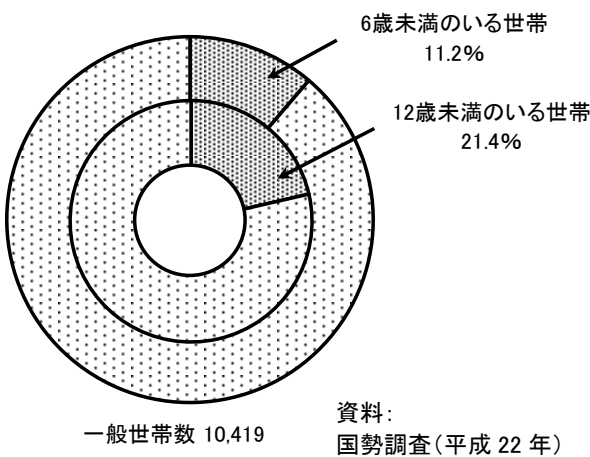
また、一般世帯のうち12歳未満の子どものいる世帯は全体の21.4%、6歳未満の子どものいる世帯は11.2%であった。

世帯の家族類型別割合

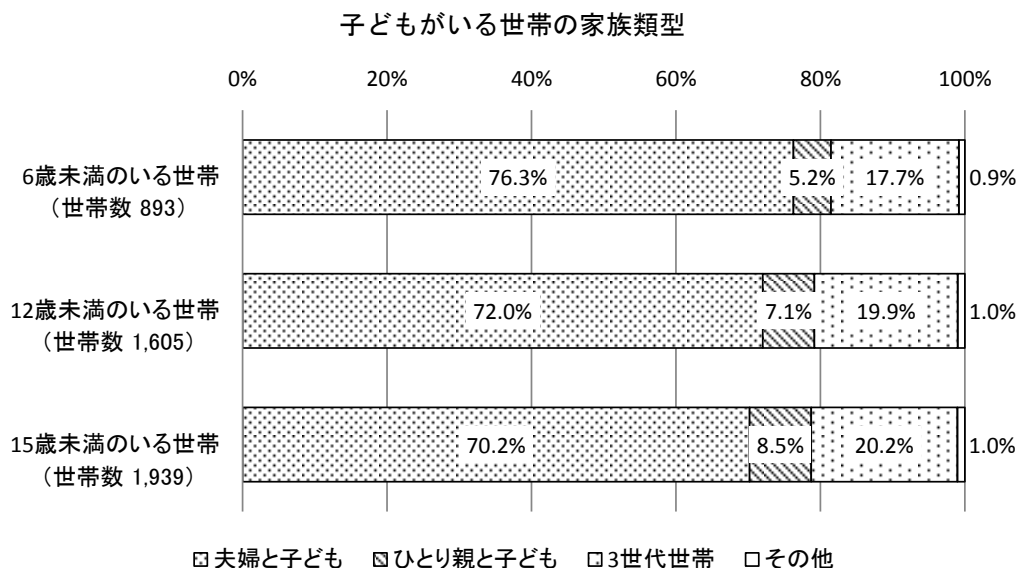
	松伏町	埼玉県
核家族世帯	69.7%	62.2%
夫婦のみ	19.6%	20.1%
夫婦と子ども	40.0%	33.4%
ひとり親と子ども	10.0%	8.7%
その他の親族世帯	13.4%	8.3%
非親族及び単独世帯	17.0%	29.4%
一般世帯合計	100.0%	100.0%

※一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。
資料:国勢調査(平成22年)

子どものいる世帯の割合



子どもがいる世帯の家族類型では、15歳未満の子どもがいる世帯の78.7%が核家族世帯（夫婦と子どもの世帯70.2%、ひとり親と子どもの世帯8.5%）だが、6歳未満の子どもがいる世帯では81.5%が核家族世帯（夫婦と子どもの世帯76.3%、ひとり親と子どもの世帯5.2%）となっている。



資料: 国勢調査(平成22年)

③ 未婚率

松伏町の女性の未婚率は、25～29歳が62.7%で埼玉県を2.7ポイント上回っているが、30～34歳は31.9%、35～39歳では16.9%となり、30～34歳以降では埼玉県の未婚率を下回っている。

男性の未婚率は、25～29歳が73.5%、30～34歳は51.3%で、いずれも埼玉県の未婚率を上回っているが、35～39歳、40～44歳では埼玉県を下回っている。

未婚率

	男			女		
	松伏町(a)	埼玉県(b)	(a)-(b)	松伏町(a)	埼玉県(b)	(a)-(b)
15～19歳	99.4%	98.9%	0.6	99.5%	98.8%	0.7
20～24歳	93.8%	92.9%	0.9	85.3%	89.3%	▲ 4.0
25～29歳	73.5%	71.9%	1.6	62.7%	60.1%	2.7
30～34歳	51.3%	48.8%	2.5	31.9%	33.8%	▲ 1.9
35～39歳	35.3%	37.5%	▲ 2.3	16.9%	22.5%	▲ 5.6
40～44歳	25.7%	29.9%	▲ 4.3	12.3%	16.1%	▲ 3.8
45～49歳	24.4%	23.1%	1.3	6.9%	10.9%	▲ 4.0

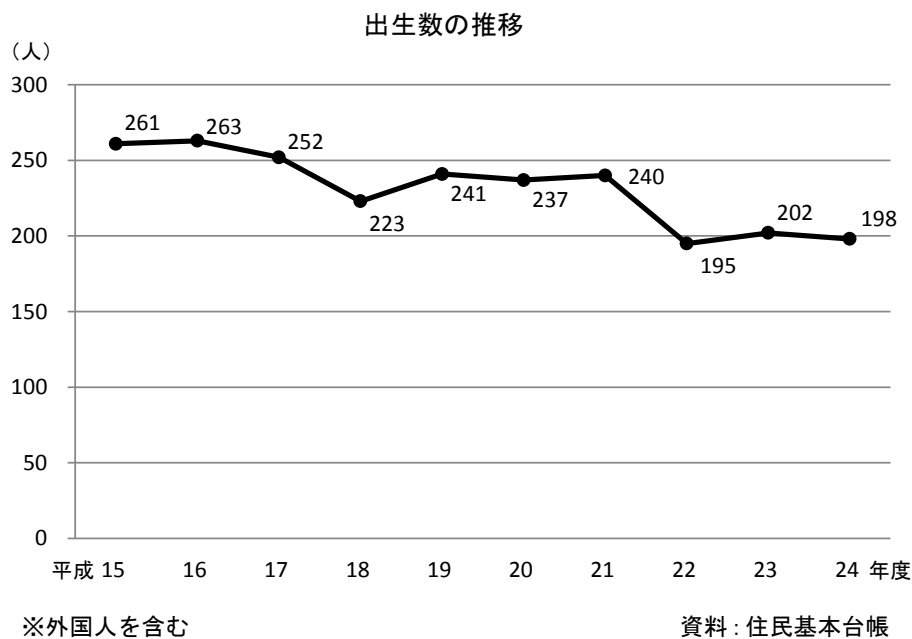
資料: 国勢調査(平成22年)

2 出生・女性の就労の状況

(1) 出生の状況

① 出生数

出生数は平成17年度までは260人前後であったが、平成19～21年度には240人前後となり、平成22年度以降は200人前後まで減っている。平成24年度の出生数は198人であった。（自然動態から出生の部分のみを再掲）



② 合計特殊出生率

松伏町の平成24年度の合計特殊出生率は1.10で、平成22年、23年の1.16よりも低下している。時系列で見ると変動がやや大きくなっているが、増加の兆しは見えていない。

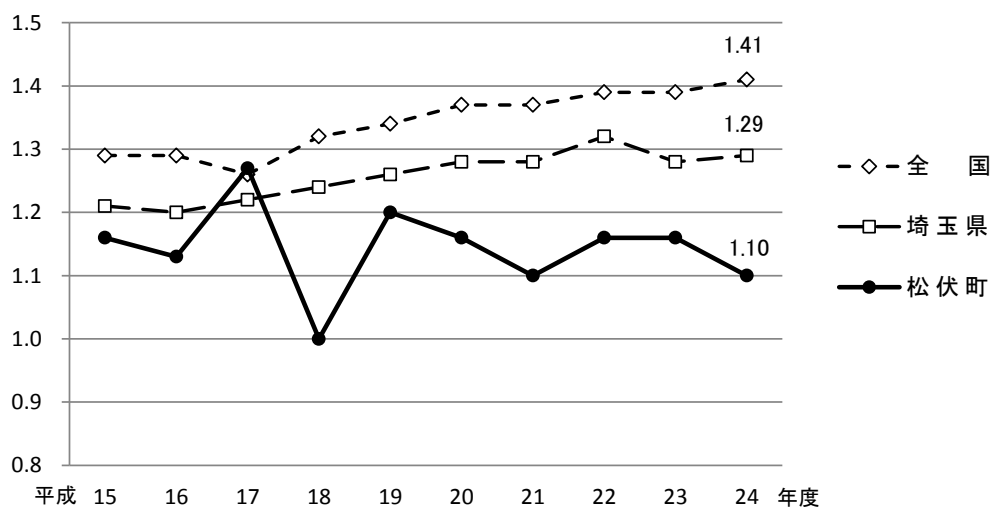
全国平均の合計特殊出生率は1.41、埼玉県平均は1.29で、いずれも松伏町を上回っている。全国平均の合計特殊出生率は、平成17年以降穏やかな増加傾向にある。

なお、県内近隣都市の合計特殊出生率は、越谷市が1.28、吉川市が1.27、春日部市が1.14となっている。

※合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

合計特殊出生率の推移

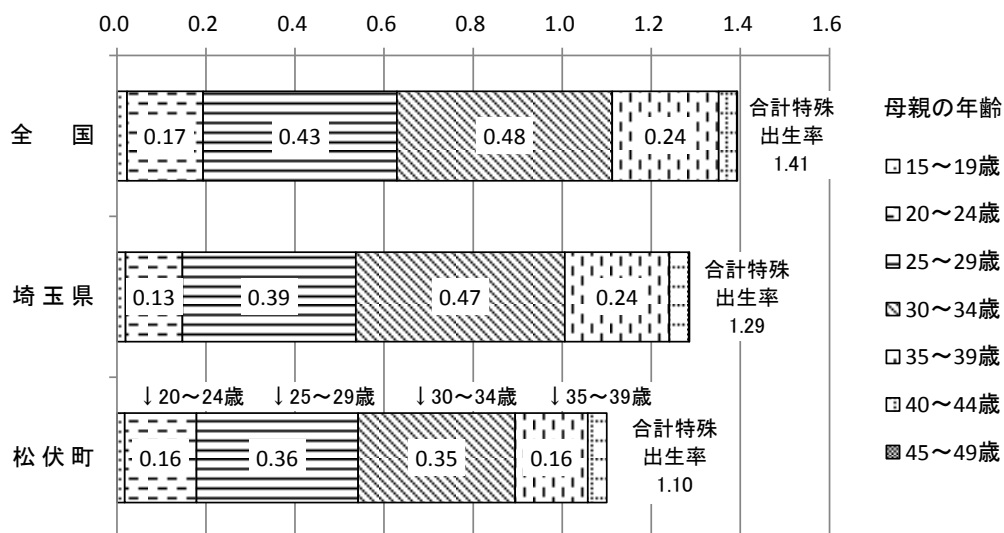


資料：埼玉県保健医療政策課

松伏町の平成24年度の合計特殊出生率1.10の年齢層別構成を見ると、25～29歳の0.36が最も高く、続いて30～34歳が0.35、20～24歳と35～39歳が0.16となっている。

全国及び埼玉県の平均では30～34歳が最も高く、この年齢層の比較では全国が0.13、埼玉県が0.12松伏町を上回っている。また、25～29歳では全国が0.07、埼玉県が0.03松伏町を上回っている。

平成24年度合計特殊出生率の年齢層別構成



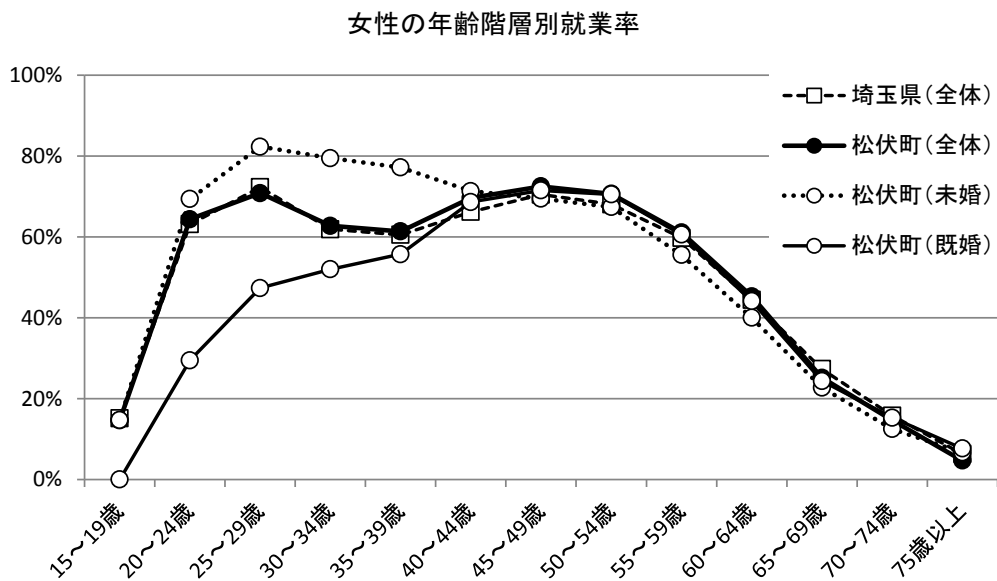
資料：埼玉県保健医療政策課

(2) 女性の就労の状況

① 年齢階層別就業率

松伏町の女性全体の年齢基層別就業率は、25～29歳に70.9%で一旦ピークを打ち、30～39歳にかけて60%強まで低下した後、45～49歳に72.5%で再びピークを打ついわゆるM字カーブを描いている。この傾向は、埼玉県の女性全体の年齢基層別就業率と近似している。

松伏町の女性の年齢基層別就業率を未婚と既婚に分けると、未婚は25～29歳に82.3%でピークを打ち、以降50～54歳までは穏やかに低下している。他方、既婚では25～29歳で47.4%、35～39歳でも55.7%にとどまり、45～49歳に71.5%でピークを打って低下に転じている。



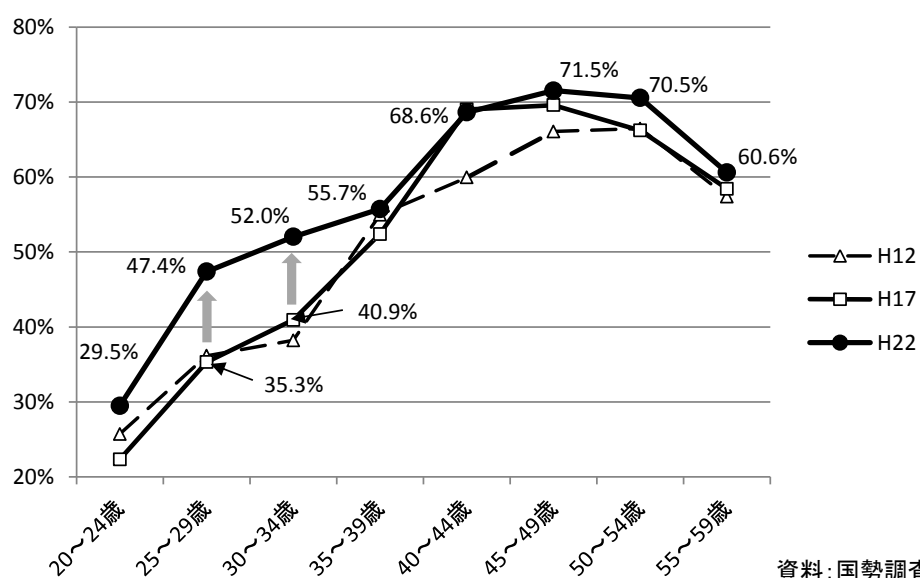
資料：国勢調査(平成22年)

② 既婚女性の就業率の動向

松伏町の既婚女性の年齢階層別就業率では、平成12年から平成17年にかけては40歳代で就業率が上昇している。この年齢層では平成22年にかけて70%前後の就業率が定着し、平成22年では50～54歳でも就業率が上昇している。

40歳未満の年齢層では、25～29歳、30～34歳の就業率が平成17年から平成22年にかけて上昇している。25～29歳では12.1ポイント、30～34歳では11.1ポイントの大幅な上昇となっているが、この年齢層は松伏町の合計特殊出生率1.10の65.1%を構成している。

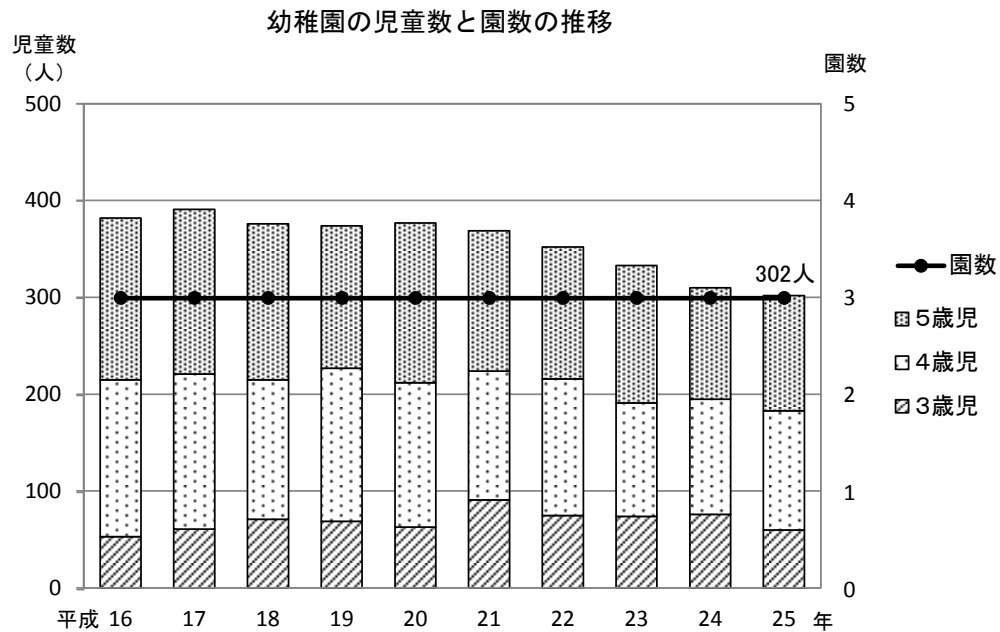
松伏町の既婚女性の年齢階層別就業率



3 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園

松伏町には幼稚園が3園あるが、園児数は平成20年の377人から減少が続いており、平成25年には302人となっている。

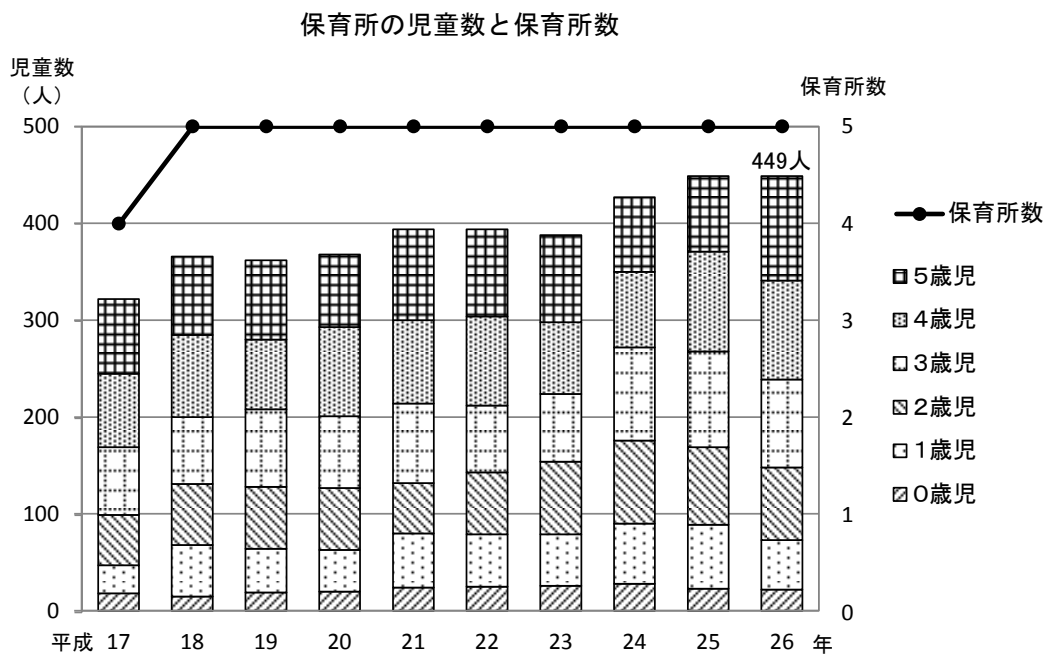


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 保育所（園）

松伏町には、平成18年以降5園の保育所（園）が開設されている。

児童数は平成24年、25年と増加したが、平成26年の児童数は平成25年と同じ449人であった。このうち、0～2歳児が148人、3～5歳児が301人となっている。

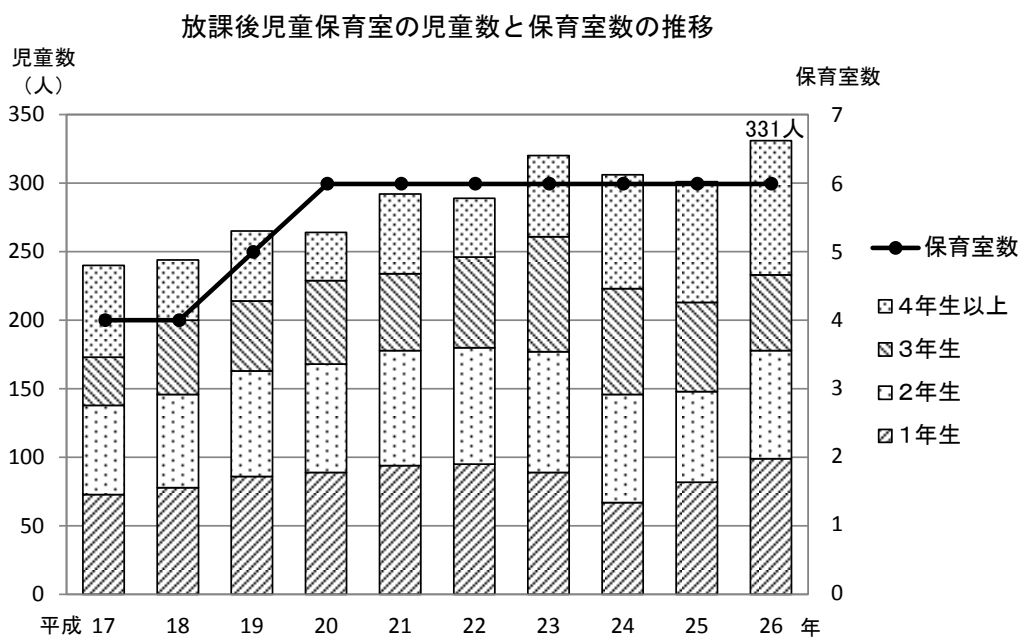


資料：福祉健康課（各年 3 月 1 日現在）

（3）放課後児童保育室（学童保育）

松伏町には 6 つの放課後児童保育室がある。

平成 26 年の児童数は 331 人であった。平成 25 年に比較して 30 人増加しているが、このうち 1 年生は 17 人、2 年生は 13 人増加している。



資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

4 次世代育成支援行動計画の評価

(1) 各事業の現況

各事業の現況を、次世代育成支援行動計画の施策区分に基づいて以下に簡略にまとめる。

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち	
1	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
(1)	子どもや母親の健康の確保
現況	・ 各種相談・指導・健康診査・予防接種・啓発事業を実施。 ・ ブックスタートは啓発活動を行ったが、絵本のプレゼントは未実施。
方針	・ 必要に応じて関係機関及び各事業相互の連携を図りつつ継続。
(2)	「食育」の推進
現況	・ 栄養相談をはじめ、妊娠中の食事から離乳食、親子講座までの各種教室・講座等を実施。
方針	・ 広報等で周知を図りつつ継続。
(3)	小児医療の充実
現況	・ 平成24年度より通院医療費助成の対象を中学生まで拡大。 ・ 平成22年度より吉川市と共同で小児時間外（初期救急）診療を実施。
方針	・ 引き続き事業を継続。小児救急医療のPRに取り組む。
2	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
(1)	次世代の親の育成（思春期保健を含む）
現況	・ 小学校における生活習慣病予防の指導を実施。 ・ 中学校における性感染症予防の講習会は未実施。
方針	・ 学校教育の一環としての指導で対応する。
(2)	子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
現況	・ 小中学校教育の充実、私立幼稚園に対する補助の実施。
方針	・ 継続して実施。
(3)	家庭や地域の教育力の向上
現況	・ 地域活動・スポーツ活動への支援、体験学習・交流活動を実施。
方針	・ 参加者の拡大に努めつつ継続して実施。
(4)	子どもを取り巻く有害環境対策の実施
現況	・ 青少年の非行防止、薬物乱用防止教育等に関する各種事業を実施。
方針	・ 各種事業を非行防止活動の推進事業として統合する。

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち	
1	地域における子育ての支援
(1)	地域における子育て支援サービスの充実
現況	・ 保育園での子育て相談や園庭開放、親子サポートグループ活動への支援を実施。 ・ 幼稚園と町との連携体制ができていない。 ・ ファミリー・サポート・センターの利用会員が着実に増加。
方針	・ 保育園・幼稚園との連携を強化しつつ継続。 ・ ファミリー・サポート・センターの広報と提供会員の研修参加体制を整える。

(2) 保育サービスの充実	
現況	・平成23年度より待機児童ゼロを継続中。 ・町内全保育所で19時まで延長保育を実施。 ・一時保育、障がい児保育は2園で実施。 ・幼稚園と町との連携体制ができていない。 ・保育所(園)と幼稚園の一体化として平成20年に認定こども園が開園。 ・平成22年度の定員増により必要とする全ての児童を預かることができています。
方針	・待機児童ゼロの継続と保育サービスの充実を図る。 ・入園希望がある場合、町内全ての保育園で障がい児保育を実施する。 ・平成27年より認定こども園を2園とする計画。
(3) 子育て支援のネットワークづくり	
現況	・「元気に育て！まつぶしっ子」を乳幼児健康診査時や児童館などの公共施設にて配布。 ・「子育て支援マップ」を新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問にて配布。
方針	・今後も子育てガイド情報の充実に努める。
(4) 児童の健全育成	
現況	・「“ワクワクキッズタウン”ミニまつぶし」「子育て文化のまちづくり」などを開催。 ・児童館、公民館、図書館で各種企画・イベント等を実施。 ・中高生のジュニアリーダーによる小学生のボランティア活動、世代間交流事業の実施。 ・児童生徒のいじめ、非行を防止するための松伏町生徒指導連絡協議会を開催。 ・児童手当、就学援助費の支給
方針	・イベント事業は参加者の拡大、内容に充実を図りつつ継続。 ・就学援助費の支給内容の検討。
2 職業生活と家庭生活の両立の推進	
現況	・男女共同参画の啓発、両親学級の開催。 ・保育所での延長保育(19時まで)・一時保育の実施。 ・学童クラブを18:30まで開所(日曜祝日を除く)。
方針	・父親の子育てへの参加を促す内容を工夫する。 ・継続して保育サービスの充実を図る。
3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	
(1) 児童虐待防止対策の充実	
現況	・保健センターでの保健師、福祉窓口のこども家庭相談員の配置により相談体制を充実。 ・相談・健診・訪問指導情報のフォロー、ケース会議の随時開催により虐待防止に取り組む。 ・女性相談・育児相談の開設日を拡大。
方針	・相談・支援体制を充実しつつ継続。
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	
現況	・児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費補助の実施。 ・母子寡婦福祉資金貸付け(県事業)の受付業務の実施。
方針	・継続して実施。
(3) 障がい児施策の充実	
現況	・二次健診・発育発達相談を通じて関係機関との連携のもとに早期の支援に努めた。 ・補装具交付、日常生活用具給付、重度心身障がい者医療費助成、各種手当を支給。 ・居宅介護事業、短期入所事業、短期保護委託料の助成の実施。 ・障がい児保育事業実施保育所を平成25年度より2園に拡大。
方針	・事業内容は継続して実施。 ・特別支援学校放課後児童対策事業は障がい児通所支援事業に引き継ぐ。 ・障がい児保育は入園希望がある場合町内全ての保育園で実施する。

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

1 子育てを支援する生活環境の整備	
(1) 安全な道路環境の整備	
現況	・ 通学路安全総点検を行い、平成27年度までに問題箇所全ての改修が完了予定。 ・ 町道等の歩道の設置・改修、交通安全施設の修繕を実施。
方針	・ 通学路などの道路環境の整備、道路の歩行者空間の確保を図る。
(2) 安心して外出できる環境の整備	
現況	・ 主な公共施設はバリアフリー対応済。まつぶし緑の丘公園は平成27年度に整備完了予定。 ・ 遊具点検、公園パトロールを実施。
方針	・ 公共施設などのバリアフリー化、町民等との協働による公園の適正な維持管理を推進。
(3) 安全・安心まちづくりの推進等	
現況	・ ホームページ、広報まつぶしなどによる防犯に関する啓発活動を実施。 ・ ホームページ、マップメール、ツイッターにより被害防止情報を提供。
方針	・ 防犯・被害防止に関する啓発・情報提供を推進。
2 子ども等の安全の確保	
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
現況	・ 交通安全教室、交通安全対策協議会を開催。 ・ チャイルドシートの正しい着用や3人乗り専用自転車に関する啓発の実施。
方針	・ 関係機関との協力のもと、交通安全対策、指導・啓発を推進。
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
現況	・ 学童クラブにおいて防犯教室を実施。 ・ 教職員やPTAが中心となって通学路のパトロール・見守りを実施。
方針	・ 防犯対策の充実に努める。
(3) 被害にあった子どもの保護の推進	
現況	・ 3名の教育相談員が子どもや保護者の相談に対応。
方針	・ 相談者の立場に立って、継続して相談に対応する。

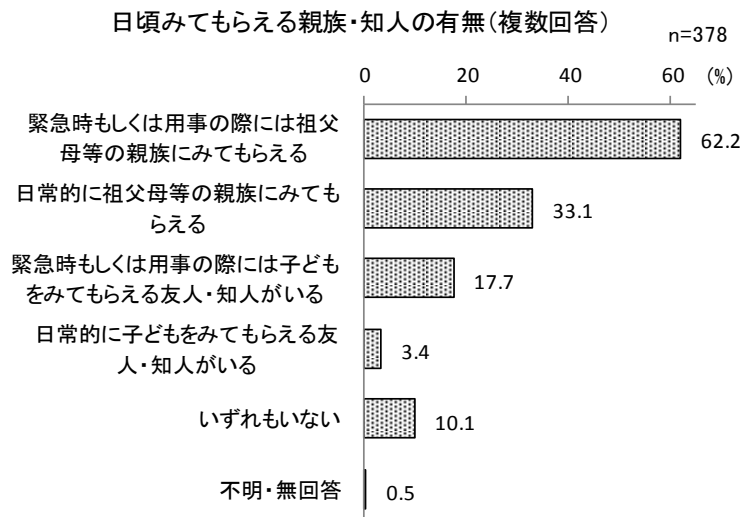
(2) 総合的な評価

- ・ ほとんどの事業が当初計画の目標水準を満たしている。目標水準に達しなかった事業でも、概ねは目標を達成しており、部分的な課題を残すのみとなっている。現状では数値目標の比重が大きい、こうした状況から今後は成果を重視する姿勢への転換を進める必要が感じられる。効果的な事業運営の工夫や、質的な面での向上を図ることが求められる。
- ・ 乳幼児とその家庭に対しては、妊産婦に対する支援から新生児、乳幼児期に至るまで、切れ目のない支援と必要に応じた関係機関の緊密な連携が求められる。現状では達成状況に不備はないが、今後も健診、訪問等の事業を通じて全ての対象家庭の状況を把握し、必要な支援を確実に実施する体制の維持・改善に努める必要がある。
- ・ 教育と保育の一体的な運営の観点からは、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校その他関連機関を含めた一層の連携強化が望まれる。

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 日頃みてもらえる親族・知人の有無（未就学児童）

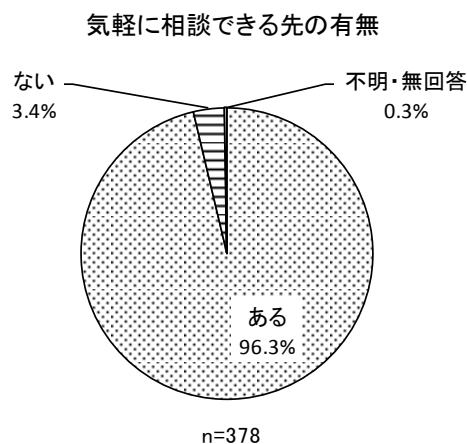
- ・「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は33.1%だが、緊急時もしくは用事の際であれば62.2%が祖父母等の親族にみてもらえる。
- ・「いずれもない」は10.1%。



(2) 育児の相談（未就学児童）

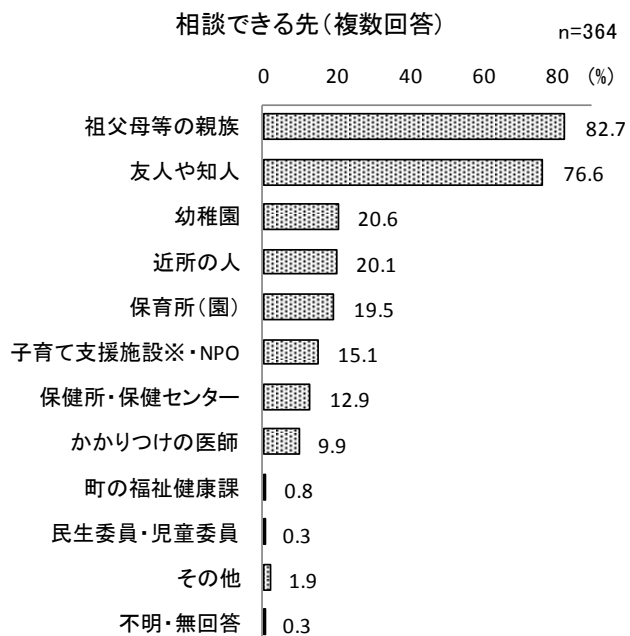
① 気軽に相談できる先の有無

- ・育児を気軽に相談できる先が「ある」は96.3%、「ない」は3.4%であった。



② 相談できる先

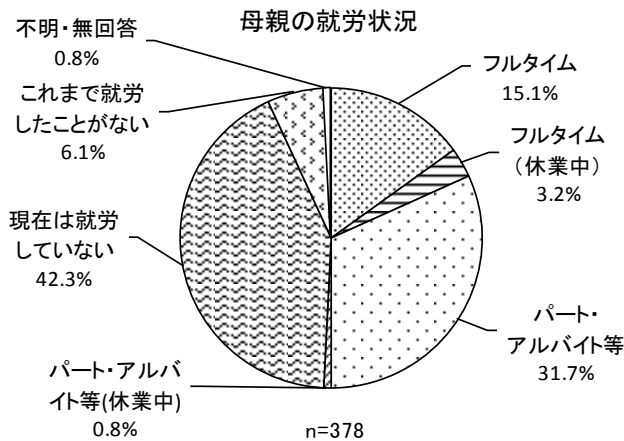
- ・「祖父母等の親族」(82.7%)や「友人や知人」(76.6%)が多い。



※子育て支援施設: 地域子育て支援拠点、児童館等

(3) 母親の就労状況（未就学児童）

- ・「フルタイム」は育児休暇等による休業中を含めて18.3%、「パート・アルバイト等」は休業中も含めて32.5%で、全体の50.8%が就労している。
- ・子どもの年齢別（一番下の子の年齢とは限らない）では、3歳以上で「パート・アルバイト等」が3割を超え、0～1歳では「現在は就労していない」が6割を超える。



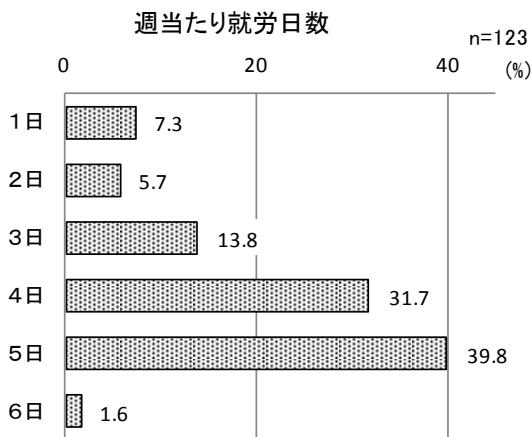
子どもの年齢別に見た母親の就労状況

上段:度数 下段:%	合計	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・アルバイト等	パート・アルバイト等 (休業中)	現在は就労していない	これまで就労したことがない	不明
全体	378 100.0	57 15.1	12 3.2	120 31.7	3 0.8	160 42.3	23 6.1	3 0.8
0歳	36 100.0	2 5.6	4 11.1	3 8.3	2 5.6	23 63.9	2 5.6	-
1歳	55 100.0	4 7.3	3 5.5	11 20.0	-	36 65.5	-	1 1.8
2歳	63 100.0	9 14.3	3 4.8	17 27.0	-	29 46.0	5 7.9	-
3歳	61 100.0	13 21.3	1 1.6	19 31.1	-	23 37.7	5 8.2	-
4歳	65 100.0	11 16.9	-	25 38.5	-	22 33.8	6 9.2	1 1.5
5歳	60 100.0	13 21.7	-	25 41.7	1 1.7	18 30.0	3 5.0	-
6歳	37 100.0	5 13.5	1 2.7	19 51.4	-	9 24.3	2 5.4	1 2.7

(3) 母親がパート・アルバイト等の場合の就労状況（未就学児童）

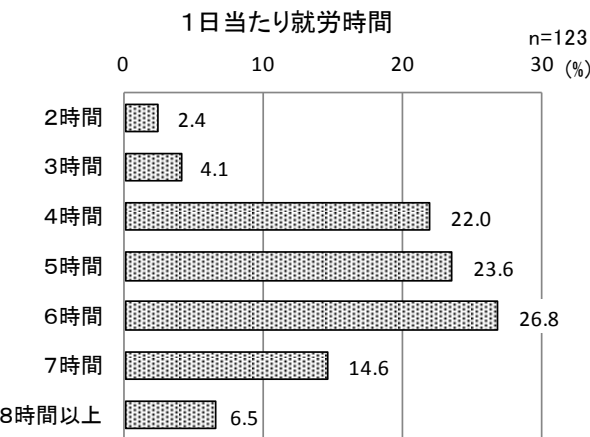
① 週当たり就労日数

- ・「5日」が39.8%、「4日」が31.7%を占める。



② 1日当たり就労時間

- ・「6時間」が26.8%で最も多く、「5時間」が23.6%、「4時間」が22.0%が続く。

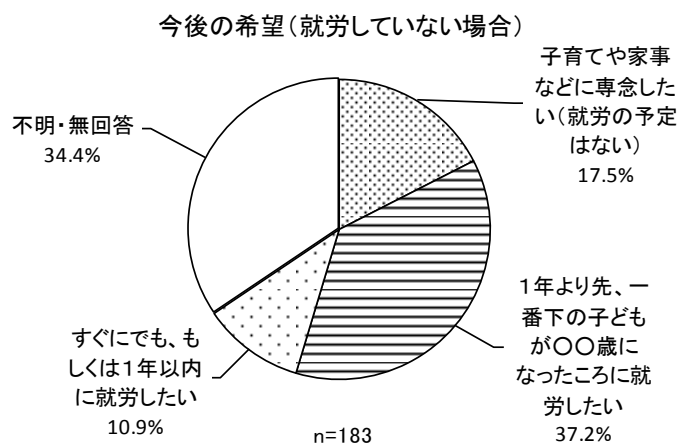


※パート・アルバイト等の就労者には休業中を含む。

(4) 母親が就労していない場合の就労希望（未就学児童）

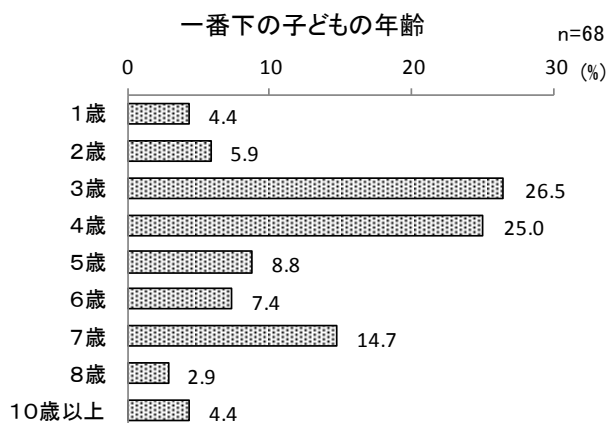
① 今後の希望

- ・「これまで就労したことがない」あるいは「現在就労していない」母親のうち10.9%には1年以内の就労希望があり、1年以上先の就労を希望する場合を含めて48.1%には将来的な就労意向がある。



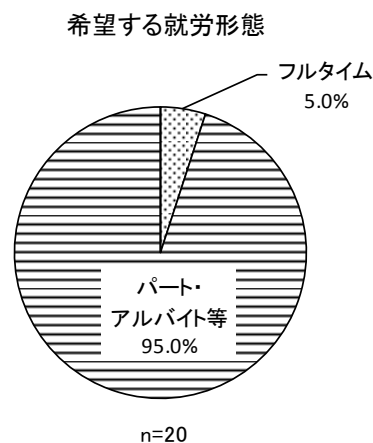
② 1年より先の就労を希望する場合の一番下の子どもの年齢

- ・3歳（26.5%）と4歳（25.0%）で過半数を占める。
- ・次に、小学校入学後となる7歳が14.7%で続く。



③ すぐにでも、もしくは1年以内の就労を希望する場合の就労形態

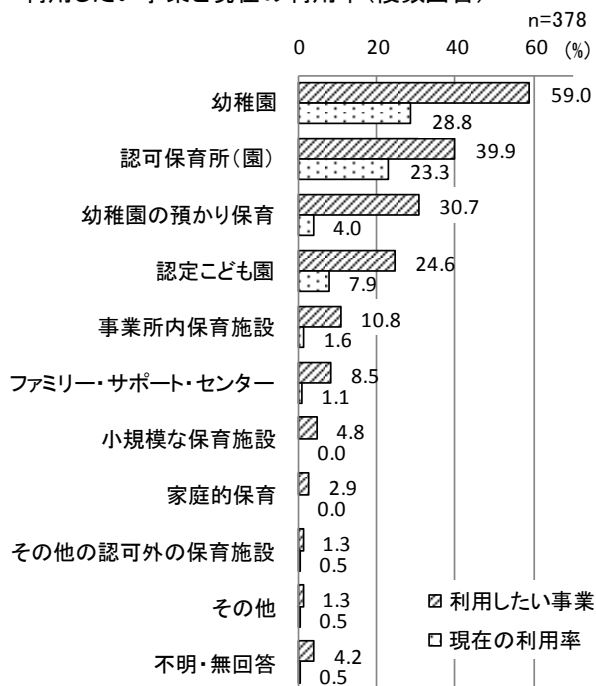
- ・すぐにでも、もしくは1年以内の就労を希望しているのは20人で、その95.0%（19人）が「パート・アルバイト等」を希望している。



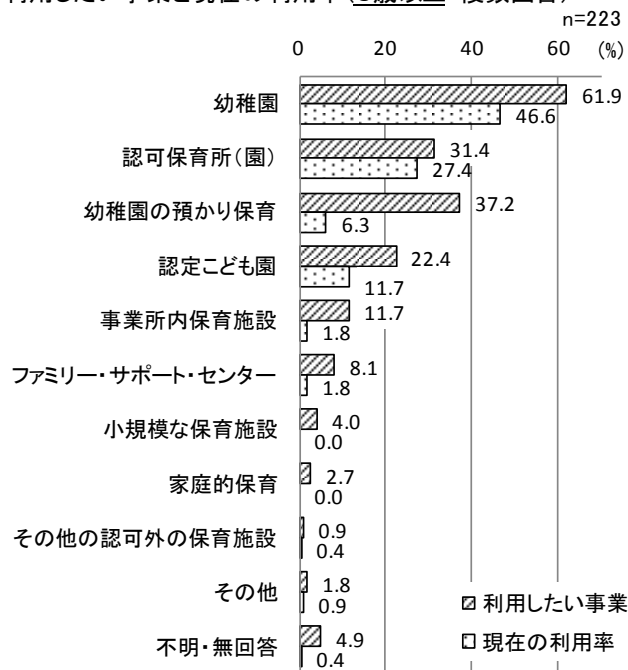
(5) 利用したい教育・保育事業と現在の利用率（未就学児童）

- ・利用したい事業は「幼稚園」が59.0%で最も多く、以下、「認可保育所（園）」（39.9%）、「幼稚園の預かり保育」（30.7%）、「認定こども園」（24.6%）となった。
- ・子どもの年齢3歳以上では、「幼稚園」の利用希望が61.9%、現在の利用率は46.6%で、15.3ポイントの差がある。「幼稚園の預かり保育」については、利用希望が37.2%、現在の利用率は6.3%で、その差は30.9ポイントと大きい。
- ・「認可保育所（園）」は、3歳以上の利用希望と利用率の差は4ポイントにとどまるが、全体では16.6ポイントの差があり、0～2歳児に対するニーズが大きいことがわかる。同様に「認定こども園」についても、0～2歳児を対象とした保育に対する期待が感じられる。

利用したい事業と現在の利用率（複数回答）



利用したい事業と現在の利用率（3歳以上・複数回答）



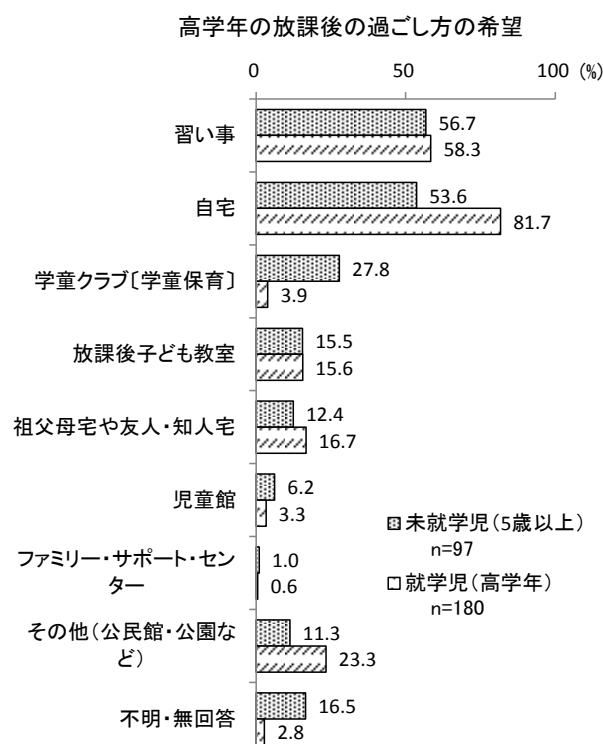
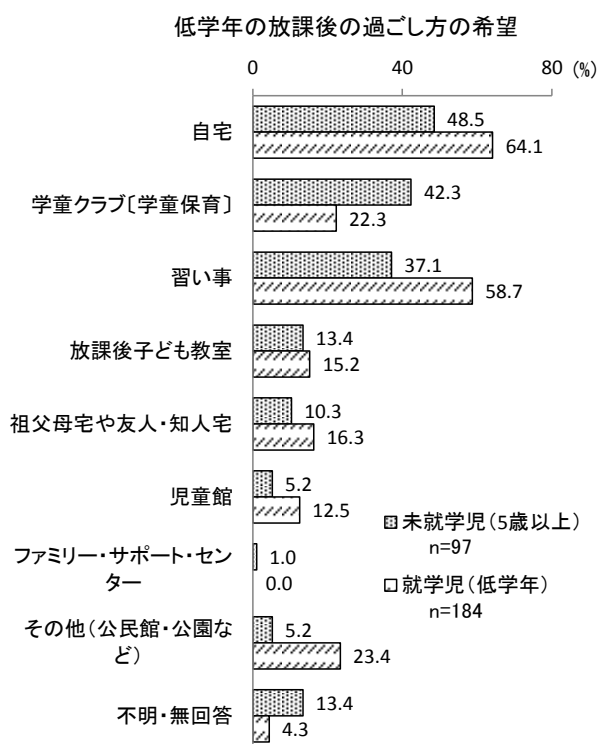
(6) 小学校就学時の放課後の過ごし方の希望（未就学児童・就学児童）

① 低学年時の希望

- ・ 5歳以上の未就学児では、自宅以外では「学童クラブ〔学童保育〕」（42.3%）や「習い事」（37.1%）が多い。
- ・ 低学年の就学児では「習い事」が58.7%で最も多くなっている。

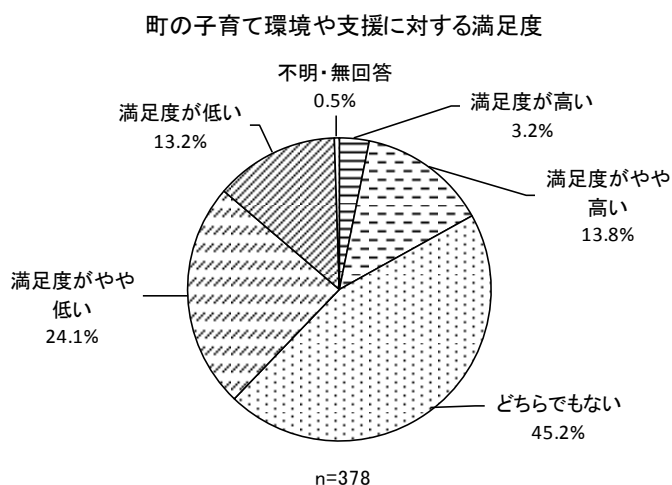
② 高学年時の希望

- ・ 5歳以上の未就学児では、自宅以外では「習い事」が56.7%、「学童クラブ〔学童保育〕」が27.8%となっている。
- ・ 高学年の就学児では「自宅」が81.7%を超え、「習い事」が58.3%で続く。



(7) 町の子育て環境や支援に対する満足度（未就学児童）

- ・ 「満足度が高い」が3.2%、「満足度がやや高い」が13.8%で、合わせて17.0%が満足傾向。
- ・ 「満足度が低い」が13.2%、「満足度がやや低い」が24.1%で、合わせて37.3%が不満を示している。



6 子ども・子育て支援の課題

松伏町の人口・世帯の状況、出生・女性の就業の状況等を踏まえ、ニーズ調査結果をもとに子ども・子育て支援の課題を以下に整理する。

（１）孤立しがちな親子に対する支援（未就学児童）

- ・「日頃見てもらえる親族・知人がいない」が10.1%。「気軽に相談できる先がない」は3.4%で、これらの家庭に対する積極的な支援が必要。
- ・育児を相談できる先は、「祖父母等の親族」（82.7%）、「友人や知人」（76.6%）が圧倒的に多く、特に0～1歳では「祖父母等の親族」が9割と偏りがある。

（２）働く母親とその子どもへの支援（未就学児童・就学児童）

- ・未就学児童保護者では、休業中も含めて全体の50.8%の母親が就労している。子どもの年齢別では、0歳で30.6%、1歳では32.8%の母親が就労しており、2歳では46.1%、3歳では54.0%、4歳では55.4%、5歳では65.1%、6歳では67.6%の母親が就労している。
- ・未就学児童保護者では、就労していない母親の48.1%に将来的な就労意向があり、就労する時期は一番下の子どもが3～4歳になった時が半数を占める。
- ・就学児童保護者では、休業中も含めて全体の68.8%の母親が就労している。

（３）保育時間の長時間化、終了時間の延長ニーズへの対応（未就学児童）

- ・定期的な教育・保育の事業の利用時間は、現状では8時間以内が76.5%、それ以上が23.5%。希望では8時間以内が64.6%、それ以上が35.6%（いずれも無回答を除いた割合）。
- ・開始時間が8時より早いのは、現状では3.0%、希望では7.0%（いずれも無回答を除いた割合）。
- ・終了時間が17時を超えているのは、現状では15.9%、希望では27.3%（いずれも無回答を除いた割合）。
- ・幼稚園の預かり保育については、3歳以上の現在の利用率が6.3%であるのに対して利用希望は37.2%。

（４）子育て支援拠点事業の充実（未就学児童）

- ・現在の利用率は18.3%だが、今後の利用意向を反映した期待利用率は46.6%。
- ・新規の利用、あるいは利用増を希望するのは全体の38.9%。

（自由意見）利用時間を延長して欲しい、土曜・日曜も開放して欲しい等（10件）

（５）土曜・休日、幼稚園の長期休暇中の保育ニーズへの対応（未就学児童）

- ・土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は35.5%（毎週でない場合も含む）。
- ・日曜・祝日の利用希望は18.0%（同上）。
- ・幼稚園の長期休暇中の利用希望は56.9%（週に数日が46.8%、ほぼ毎日が10.1%）。

（６）病児・病後児保育のニーズへの対応（未就学児童）

- ・定期的な教育・保育の事業の利用者のうち70.4%がこの1年間で病気やケガのために事業を利用できなかったことがあり、その68.6%が母親か父親が仕事を休むことで対応し、さらにその51.7%（定期的な教育・保育の事業の利用者全体の25.0%）が病児・病後児保育の利用を希望している。

（自由意見）病児・病後児保育の充実、緊急時に即対応できるところが欲しい等（12件）

（７）不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応（未就学児童）

- ・この1年間に不定期の教育・保育事業（幼稚園の預かり保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等）を利用したのは14.5%。一方、今後利用する必要があるかについては「利用したい」が47.9%あり、潜在的な利用意向は強い。

（自由意見）短時間でも気軽に預けられる場所あればいい等（12件）

(8) 職場での子育て両立支援（未就学児童）

- ・「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が41.5%。
- ・働いていた母親のうち、育児休業を取得したのは55.1%。育児休業を取得していない理由として、「子育てや家事に専念するため退職した」が46.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が21.0%、「職場に育児休業の制度がなかった」が21.0%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が19.4%。
- ・育児休業取得者（母親）のうち職場復帰時に短時間勤務制度を利用しなかったのは61.8%。理由は、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が44.1%、「職場に短時間勤務制度がなかった」が35.3%、「仕事が忙しかった」が29.4%。
- ・父親の場合は、育児休業を「取得していない」が89.0%を占める。

(9) 学童クラブ等の就学児向け保育事業の充実（就学児童）

- ・5～6歳の就学前児童を持つ保護者の42.3%が学童クラブの利用を希望している。
- ・これに対して、1～3年生の学童クラブの利用率は、各学年とも約25%にとどまっている。
- ・就学児童保護者の学童クラブに対する自由意見では、夏休みなどの長期休暇に限ったニーズへの対応、使い勝手の向上（利用条件の緩和、一時預かりの実施、申し込みから利用までの期間短縮等）、利用時間の延長や土曜・日曜の開所、質の向上等が求められている。

(10) 安全の確保や公園の整備（未就学児童・就学児童）

- ・安全の確保については、就学児童保護者からの意見が多かった。
歩道の整備や通学路の安全確保に関する要望
防犯に関する要望（街灯の設置、不審者対策）
- ・公園の整備については、未就学・就学の別にかかわらず意見が多かった。
施設管理に対する要望（汚い、雑草がひどい、ゴミ・フン・危険物がある等）
設備の充実に関する要望（遊具の充実、老朽化への対処等）
公園の設置に関する要望（地域による偏りの是正、近くに公園が欲しい、ボール遊びができる公園があるといい等）



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町は、『松伏町第5次総合振興計画』（平成26年度～平成35年度）で、

笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

を将来像として掲げています。人口減少社会を迎える中で、めまぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、7つのまちづくりの目標（主要施策）と併せて、「人口増を目指す戦略」「定住化を進める戦略」という2つの重点戦略を示し、このまちに住んでいてよかった、これからもこのまちに住み続けたい、また、このまちに住んでみたいと思われるような、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感できるまちづくりを目指しています。

第5次総合振興計画のまちづくりの目標（主要施策）の第一は子育て支援の施策です。

未来を担う子ども達が健やかに育つまちづくり

を目標に、家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の経済的、精神的負担の軽減を図り、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援の推進、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、多様な保育事業を実施し、仕事と育児が両立できるよう支援します。

これまで本町では、“子ども”を「家庭や地域において人と人を結びつけるかけがえのない存在」として、また子どもたちの成長を「次代への希望のひかり」として位置づけ、子どもが健やかに生まれ、元気にいきいきと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じ、地域 みんなが子どもや子育て家庭を支えながら地域も育つことに向け、一貫して子育て支援施策を推進して参りました。

本計画でも、これらを継承し、引き続き基本理念を

**子どもいきいき、家族にここに、
みんなが育つ、地域^{まち}づくり**

として、計画を推進していくこととします。

2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標は、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

子どもには健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。このようなことから、子どもたちが次代の親として心豊かに成長できるような、いきいきと子どもが生まれ育つまちづくりをめざします。

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

核家族化や都市化の進展に伴い、三世帯同居による祖父母などの協力や隣近所の助け合いなどが少なくなってきたおり、親の子育ての負担はますます大きくなっています。今後は、家庭や保育所(園)、幼稚園、学校、地域社会、企業(事業者)、NPO法人、各種団体、行政などが連携をより強めながらきめ細かな保育・子育て支援サービスを提供していくことにより、親の子育て負担の軽減を図り、また、親も学べる機会を設け、家庭で、地域で親がにこにこ笑顔で子育てができるまちづくりをめざします。

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

事故や事件に巻き込まれる危険の増加、また、生活環境の悪化など、子どもやその親を取り巻く地域の環境は、安全・安心とは言えない状況にあります。このようなことから、子どもが安心して生活できるようなまちづくりを進め、地域 みんなが優しく子どもをつつむまちづくりをめざします。

3 子ども・子育て支援の課題と対応の方針

「第2章 子ども・子育てを取り巻く環境」から抽出された各課題への対応の方針を以下に列記します。

【課題1】 孤立しがちな親子に対する支援

特に保育所（園）、幼稚園、認定こども園入園前の親子を重点として、相談、情報提供、交流の場の創出等、気軽に利用できるサポートを地域と連携して充実します。

【課題2】 働く母親とその子どもへの支援

就労する母親の増加に対応して、受け入れ施設の充実を図ります。

【課題3】 保育時間の長時間化、終了時間の延長ニーズへの対応

母親の就労形態の多様化や、日常生活における保育ニーズに柔軟に対応します。

【課題4】 子育て支援拠点事業の充実

現在の事業活動に対しては一定の評価を得ていると解釈されることから、より利用の浸透を図るために、利用しやすさの向上や支援内容の充実を図ります。

【課題5】 土曜・休日、幼稚園の長期休暇中の保育ニーズへの対応

就労形態の多様化への対応、幼稚園長期休暇中の支援を検討します。

【課題6】 病児・病後児保育ニーズへの対応

ニーズの動向と子どもの最大限の幸福の実現を勘案しつつ対応を検討します。

【課題7】 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応

不定期、短時間の利用等、日常生活のなかで起こり得る保育ニーズへの対応の充実を検討します。

【課題8】 職場での子育て両立支援

町民への情報提供とともに、町内の事業所に対して両立支援制度の定着を働きかけます。

【課題9】 学童クラブ等の就学児向け保育事業の充実

学童クラブの運用形態の改善、放課後の子どもの居場所の確保を図ります。

【課題10】 安全の確保や公園の整備

庁内関連部署との連携を深めて対処します。

子ども・子育ての課題と施策の対応



第4章 子ども・子育て支援施策の体系と具体的な取り組み

【基本理念】 子どもいきいき、家族にこにこ
みんなが育つ、^{まち}地域づくり

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

- 1 母親並びに乳幼児の健康の確保・増進
 - (1)子どもと母親の健康の確保
 - (2)「食育」の増進
 - (3)小児医療の充実
- 2 未就園児とその家庭に対する支援
 - (1)保育施設の開放
 - (2)子育て支援のネットワークづくり

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

- 1 地域における子育ての支援
 - (1)地域における子育て支援の充実
 - (2)教育・保育事業の充実
 - (3)児童の健全育成
- 2 職業生活と家庭生活の両立の推進
 - (1)仕事と子育ての両立の推進
 - (2)多様な働き方の実現
- 3 要保護児童等へのきめ細かな対応
 - (1)児童虐待防止対策の推進
 - (2)ひとり親家庭の自立支援
 - (3)障害児支援施策の充実

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

- 1 安全・安心な生活環境の整備
 - (1)安全・安心な社会基盤の整備
 - (2)安全・安心まちづくりの推進
- 2 子どもの安全の確保
 - (1)子どもの交通安全を確保するための活動
 - (2)子どもを犯罪などの被害から守るための活動
 - (3)被害に遭った子どもの保護

基本目標 1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

1 母親並びに乳幼児の健康の確保・増進

母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できるような環境を整備するとともに、すべての子ども達がより健康的な生活が送れるよう、成長・発達への支援を充実します。

(1) 子どもと母親の健康の確保

具体的施策	内 容	実施担当部署
母子健康手帳の交付	・妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態を記録できる母子健康手帳を交付します。 ・継続した支援ができるよう、妊娠届出時にはアンケートおよび個別面接を行います。	保健センター
妊産婦健康相談	・妊産婦の悩みや不安などの相談に対し、保健師が面接や電話で対応します。 ・母子手帳交付時、こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問から、相談が必要と思われる方には相談が継続できるよう支援します。	保健センター
乳幼児健康相談	・乳幼児とその親を対象とした健康相談、電話、乳幼児健診など、状況に応じた保健指導を実施します。	保健センター
育児相談	・身体計測、育児相談を行い、必要な方にはその場で管理栄養士による栄養相談も行います。 ・乳幼児健診などにおいて随時相談を行います。	保健センター
歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布事業	・乳幼児健康診査時に歯科健診とブラッシング指導など乳幼児期に必要な歯科保健指導を実施します。 ・また、3歳4か月健康診査時には、希望者に対しフッ素塗布を実施します。 ・今後、1歳8か月健康診査においてもフッ素塗布の導入を検討します。	保健センター

具体的施策	内 容	実施担当部署
ハイリスク妊産婦訪問指導	・ハイリスク妊産婦への保健師・助産師による家庭訪問指導を実施し、必要に応じて継続訪問します。 ・関係機関と連携を図りながら、ハイリスク妊婦の支援体制の確立に努めます。	保健センター
乳児全戸訪問事業	・助産師や保健師による新生児訪問指導、こんには赤ちゃん訪問指導を行い、育児不安等の軽減や産後うつの早期発見に努めます。 ・訪問指導では、新生児・乳児の体重測定や産婦の健康状態等を確認し、育児相談等を行います。 ・低体重児については、継続指導の必要性もあることから、保健師が訪問して指導します。	保健センター
養育支援訪問事業	・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を行います。	保健センター
未熟児養育指導	・リスクをもった未熟児について、関係機関と連携して出生後速やかに訪問し、子どもの健やかな成長や家族を支援します。	保健センター
乳幼児健康診査の充実	・4か月、9か月、1歳8か月、3歳4か月児健康診査を実施し、子どもの成長、発達状況の確認や育児相談等を行います。 ・各健康診査の受診率の向上に努めるとともに、未受診児についてフォローします。	保健センター
乳幼児訪問指導	・各健康診査の未受診児や、各健康診査において訪問相談が必要とされた家庭について随時訪問します。	保健センター
妊婦一般健康診査	・妊婦健康診査として、超音波、HBs抗原検査、HIV抗体検査、風疹ウイルス抗体検査等に対する受診を促進します。	保健センター

具体的施策	内 容	実施担当部署
母親学級の継続	・妊婦を対象に、医師・栄養士・歯科衛生士・保健師による講話や調理実習を行います。 ・先輩ママとの交流会やレクリエーションを実施することにより、出産・育児への不安の軽減を図ります。 ・マタニティブルーの解消に向けて、資料を作成し配付します。	保健センター
親子教室の継続	・各健康診査時や各種相談において経過観察が必要とされた親子を対象として、子どもの発育発達を促すような場と親子遊びを提供し、母親の育児不安やストレスの軽減を図ります。 ・親子教室同窓会交流会を開催し、卒業した母子への支援を継続するとともに、卒業生と参加者が交流できる場を提供します。	保健センター
読み聞かせの実施	・乳児期からの母と子どものふれあいを深めるため、健康診査時に、絵本を活用したコミュニケーションの取り方や絵本の使い方について説明を行いながら、絵本の読み聞かせの必要性を伝えます。	保健センター
事故防止などの啓発事業	・健康診査時において、子どもの不慮の事故防止のための指導を行うほか、普及啓発を図ります。	保健センター
母子愛育会による地域活動事業	・子育て経験を生かした子育て支援活動を推進します。	保健センター
予防接種の実施	・感染症による患者の発生や死亡者の減少を目的として、予防接種法に基づき予防接種を行います。	保健センター

(2) 「食育」の推進

具体的施策	内 容	実施担当部署
母親学級における食育の推進	・妊婦を対象に、医師・栄養士・歯科衛生士・保健師による講話や調理実習を行います。 ・個々の食事バランスを自身で確認できるよう、栄養指導に食事記録を導入し、より良い妊娠中の食事について助言します。	保健センター
離乳食教室の継続	・栄養士による離乳食講話、デモンストレーション、試食を行います。 ・乳児健康診査時に食生活改善推進員の協力により離乳食の試食を実施します。また、食材リストや離乳食の進め方について栄養士が助言します。	保健センター
栄養相談の継続	・在宅栄養士による個別相談を行います。 ・育児相談や各乳児健康診査時に管理栄養士による栄養相談を行います。	保健センター
幼少期からの食育啓発	・食生活改善推進員や母子愛育会と連携をとり、「健康展」や「たなばた会」などにおいて、親子を対象に適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導などを行います。	保健センター
「食育」に関する講座の充実	・地域子育て支援センター等で「食育」をテーマとした親子講座などの充実を図ります。	福祉健康課

(3) 小児医療の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
こども医療費の助成	・中学校修了までの子どもを対象に保険診療分の一部負担金の助成を行います。	福祉健康課
小児救急医療の充実	・土曜、日曜、祝祭日、お盆、年末年始を除く、平日の時間外に、輪番制による小児時間外（初期救急）診療及び電話相談を継続するよう支援します。	保健センター

2 未就園児とその家庭に対する支援

未就園児を持つ家庭では、育児に関する相談先が祖父母等の親族など特定の範囲に限られてしまうことがあります。母親が育児不安やストレスを抱えやすい時期でもあることから、地域の関係機関が連携して子育てや仲間づくりを支援していきます。

(1) 保育施設の開放

具体的施策	内 容	実施担当部署
保育施設の開放	・地域の未就園児を対象に親子登園を呼びかけ、在園児の保育活動への参加や専門講師による講演などを通して保護者の子育てを支援します。	福祉健康課
保育施設における子育て相談	・保育所（園）、幼稚園、認定こども園において定期的に子育て育児相談を実施し、在園児だけでなく地域の未就園児の保護者からの相談にも対応するとともに、情報提供や助言などに対する支援をします。	福祉健康課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

具体的施策	内 容	実施担当部署
子育て支援ネットワークの形成	・子ども・子育て支援の各事業実施者、関係機関との連絡調整などを行い、子どもとその保護者が子ども・子育て支援の各施策を円滑に利用できるよう支援します。 ・子ども・子育て支援施策の円滑な運営を図るため、関係諸機関の連携強化を図ります。	福祉健康課
利用者支援事業の実施	・保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう役場の子育て支援担当部署に職員を配置し、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。	福祉健康課
子育て支援の情報提供	・子育て支援の情報を提供するため、子育てガイド「元気に育て!まつぶしっ子」を作成します。	保健センター

基本目標2 にこにこと子どもを育てるまち

1 地域における子育ての支援

全ての子育て家庭のために、様々な教育・保育事業を実施するほか、子育て情報の収集・提供、子育て支援団体の連携など、子育て支援のネットワーク化を図り、併せて子どもの健全育成を推進します。

(1) 地域における子育て支援の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
親子サポートグループの支援	・町のホームページや広報まつぶし、地域子育て支援センターなどで情報提供を行います。	福祉健康課
ファミリー・サポート・センターの充実	・子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が会員となり地域での子育てを支援する「ファミリー・サポート・センター」を運営します。 ・町のホームページや広報まつぶしなどで情報提供を行います。 ・提供会員への研修参加体制を整え、質の向上を図ります。	福祉健康課
子育て支援拠点事業の充実	・乳幼児とその保護者を対象に、情報交換や交流、仲間づくりを行う地域子育て支援拠点事業を松伏町地域子育て支援センター、大川戸地域子育て支援センターで引き続き実施します。 ・子育て支援の拠点として、利用をしやすいとともに支援内容の充実を図ります。	福祉健康課

(2) 教育・保育事業の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
様々な保育事業の実施	・ 待機児童ゼロを引き続き継続するとともに、保護者のニーズにあわせて保育の質の向上をめざします。 ・ 延長保育、一時保育の充実を図ります。 ・ 軽度の障がいのある児童の受け入れの拡大に努めます。	福祉健康課
幼稚園預かり保育の支援	・ 幼稚園に通う児童の通常の保育時間が終了した後の預かり保育の実施を支援します。	福祉健康課
地域活動事業の支援	・ 保育所（園）が有する専門的機能を活用した、多様な地域交流を支援します。	福祉健康課
小学校との連携	・ 保育所（園）、幼稚園、認定こども園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につながるよう配慮します。	教育総務課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の継続	・ 保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。	福祉健康課

(3) 児童の健全育成

具体的施策	内 容	実施担当部署
文化のまちづくり事業の支援	・「子ども主役のまちづくり」をテーマに、次代の主役である子どもに良い文化を伝え、子どもの育ちを支援する活動を行っている「文化のまちづくり事業」への支援を継続します。	教育文化振興課
公民館を利用した講座の継続	・子どもの学習の場や居場所づくりとして公民館を活用し、子どもや親子を対象とした講座の開催を継続します。	教育文化振興課
図書室のおはなし会の継続	・サークルの協力を得て、幼児、小学生を対象に絵本、紙芝居の読み聞かせを継続します。	教育文化振興課
世代間交流の充実	・保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び学校の児童生徒と高齢者等の世代を超えた交流の場を提供します。	福祉健康課 教育総務課
児童館運営の充実	・児童館「ちびっこランド」において、子ども自身の発見と創造、仲間づくりができるよう、さまざまな行事や教室を開催します。 ・遊びのなかに運動の要素を取り入れて親子で体を動かすなど、子どもの年齢に応じた運動事業を実施します。 ・世代間交流を行う場を提供します。	福祉健康課
生徒指導連絡協議会の開催	・関係機関や団体が連携して生徒指導を推進し、児童生徒のいじめ、非行を防止するため、協議会を開催し、情報交換を行います。	教育総務課

2 職業生活と家庭生活の両立の推進

男女雇用機会均等法の施行などを背景に女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事を持つ母親が増えており、こうした家庭を職場、さらには地域全体で支援していくほか、男性を含めた働き方の見直しを推進します。

（１）仕事と子育ての両立の推進

具体的施策	内 容	実施担当部署
仕事と子育ての両立の推進	・ 仕事と子育ての両立の推進のため、保育所（園）、認定こども園の延長保育や一時保育の充実、幼稚園における預かり保育の充実に努めます。	福祉健康課
父親参加の促進	・ 父親の子育てへの参加を促すため、「母親学級」の一部を土曜日に開催します。	保健センター

（２）多様な働き方の実現

具体的施策	内 容	実施担当部署
男女共同参画の推進	・ 松伏町男女共同参画基本計画に基づき、「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」に向けた啓発活動に取り組みます。 ・ 女性への暴力をなくす運動などについて、啓発活動を行います。	企画財政課

3 要保護児童等へのきめ細かな対応

ひとり親家庭などの自立支援、児童虐待の防止、さらには障がい児およびその家庭への支援など、保護を必要とする子どもや家庭のための各種施策を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
要保護児童対策 地域協議会の活用	・ 要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、関係機関が相互に連携をとりながら、児童虐待の防止に努めます。 ・ 必要に応じて、随時ケース会議を開催し、心配なケースについての情報を共有します。	福祉健康課
虐待の早期発見 と予防	・ 健康相談、健康診査、訪問指導などを通して児童虐待の早期発見に努めます。 ・ 関係機関との連絡調整を行います。	保健センター
虐待などに関する 相談体制の充実	・ 保健センターで保健師が相談を受けるほか、町の子育て支援担当窓口でも相談できるよう、担当職員の知識向上に努めます。	福祉健康課
女性相談の充実	・ 女性の自立と社会参加を支援するため、子育てをはじめ家庭内の悩み、DV（夫やパートナーからの暴力）など、様々な相談に対して助言・支援を行います。	企画財政課

(2) ひとり親家庭の自立支援

具体的施策	内 容	実施担当部署
ひとり親家庭等 医療費助成	・ 18歳未満の児童等を養育するひとり親家庭などの方が医療機関で診察を受けた場合、その診療費の保険診療分の一部負担金を助成します。	福祉健康課
母子（父子）寡 婦福祉資金貸付 制度の周知	・ 「母子（父子）及び寡婦福祉資金貸付け制度」に関する情報提供を行います。	福祉健康課

(3) 障害児支援施策の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
健診などによる 早期発見・支援	・乳幼児健康診査などを総合的に判断し、必要に応じて二次健診、発育発達相談などのフォローの場を提供するほか、医療機関などを紹介し、その後の状況について確認を行います。 ・健康診査後にはカンファレンスを開催し、多面的な検討を行います。	保健センター
補装具費支給	・身体障がい児の失われた身体機能を補って日常生活を容易にするために、補装具費を支給します。	福祉健康課
日常生活用具給付	・在宅で暮らす障がい児について、訓練いす、入浴補助用具、移動用リフトなどの日常生活用具を給付または貸与します。	福祉健康課
短期入所事業 (ショートステイ)	・在宅で暮らす障がい児を介護していた者が病気などで介護できなくなった場合、障がい児を施設に一時入所させ、必要な支援を行います。	福祉健康課
短期保護委託料 の助成	・病気などの理由により、一時的に有料で介護を委託した場合、委託料を助成します。	福祉健康課
障害児保育の支援	・障がい児を預かる保育所（園）等を支援します。	福祉健康課
タクシー利用券 交付	・障がい児にタクシー利用券を交付し、日常生活の利便と経済的負担の軽減を図ります。	福祉健康課
特別児童扶養手当の支給	・心身に一定の障がいのある20歳未満の児童を育てている養育者（父母など）に、手当を支給します。	福祉健康課
障害児福祉手当の支給	・日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅で20歳未満の重度障がい児に、手当を支給します。	福祉健康課
在宅重度心身障害者手当の支給	・在宅の重度心身障がい児で、障害児福祉手当などを受給していない方に、手当を支給します。	福祉健康課
重度心身障がい者医療費助成	・重度心身障がい児が受診した医療費の一部負担金の助成を行います。	福祉健康課

具体的施策	内 容	実施担当部署
児童発達支援	・ 未就学の障がい児に、児童発達支援センター、その他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	福祉健康課
医療型児童発達支援	・ 肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において発達支援及び治療を行います。	福祉健康課
放課後等デイサービス	・ 就学（幼稚園及び大学を除く）している障がい児に、授業の終了後又は休業日に支援センターその他の施設において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	福祉健康課
保育所等訪問支援	・ 障がい児が通う保育所（園）等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。	福祉健康課
移動支援	・ 障がい児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会に参加するために外出する際の移動を支援します。	福祉健康課
日中一時支援	・ 障がい児に、日中において活動の場を提供することによって、家族の就労、休息時間の確保を支援します。	福祉健康課

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

1 安全・安心な生活環境の整備

安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備など、子どもやその親を取り巻く生活環境を改善・整備します。

(1) 安全・安心な社会基盤の整備

具体的施策	内 容	実施担当部署
通学路などの道路環境整備	・安全・安心な道路環境を構築するため、道路の歩行者空間の確保を図ります。 ・街路灯、道路標識、誘導ブロック、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を整備します。 ・通学路の安全確保のため、適宜点検を実施し、必要に応じて改修・整備します。	総務課 まちづくり整備課
安心して使える公園の確保	・町民との協働により、遊具の安全性や公園の衛生状態を点検しながら修繕や清掃などの管理を進め、安全で衛生的な公園を確保します。 ・公園照明灯の修繕や適正な樹木剪定を行ない、公園の防犯性の維持や向上に努めます。	まちづくり整備課

(2) 安心・安全まちづくりの推進

具体的施策	内 容	実施担当部署
バリアフリー化の推進	・埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設などのバリアフリーを推進します。	まちづくり整備課
広報などによる啓発活動	・防犯意識の高揚を図るため、町のホームページ、広報まつぶしなどで防犯情報の提供を行います。 ・犯罪の被害防止のため、警察と協力して防犯教室などを行います。	総務課

2 子どもの安全の確保

交通事故や犯罪などの危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策として、ハード面、ソフト面から総合的な対策を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動

具体的施策	内 容	実施担当部署
交通安全教室の開催	・ 認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、公民館などで行う交通安全教室について、警察など関係機関と連携し、継続的に実施します。	総務課
チャイルドシート等の啓発	・ チャイルドシートの正しい着用についての啓発に努めます。	総務課

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るため活動

具体的施策	内 容	実施担当部署
防犯ブザーの配布	・ 毎年、小学校就学児童に防犯ブザーを配布し、使用方法を指導します。	教育総務課
子どもの防犯教室の充実	・ 警察など関係機関と協力して、不審者に遭った場合の避難訓練などの充実を図ります。 ・ 教育委員会や福祉健康課等と協力し、子どもの防犯対策を推進します。	総務課
パトロール活動の推進	・ 教職員やPTAが中心となって、通学路などのパトロールを継続します。	教育総務課
「子ども110番の家」の指定・活用	・ 痴漢、通り魔などの不審者による児童・生徒の被害を防ぐため、緊急避難場所として、町内各校で「子ども110番の家」を指定・活用します。	教育総務課

(3) 被害に遭った子どもの保護

具体的施策	内 容	実施担当部署
被害に遭った子どものケア	・ 適応指導教室に教育相談員を配置し、子どもや保護者を対象に電話等による相談を継続します。	教育総務課



第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口規模や分布状況、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定し、区域ごとに教育・保育の提供体制の確保の方策とその実施時期を定めるものです。

■教育・保育提供区域について

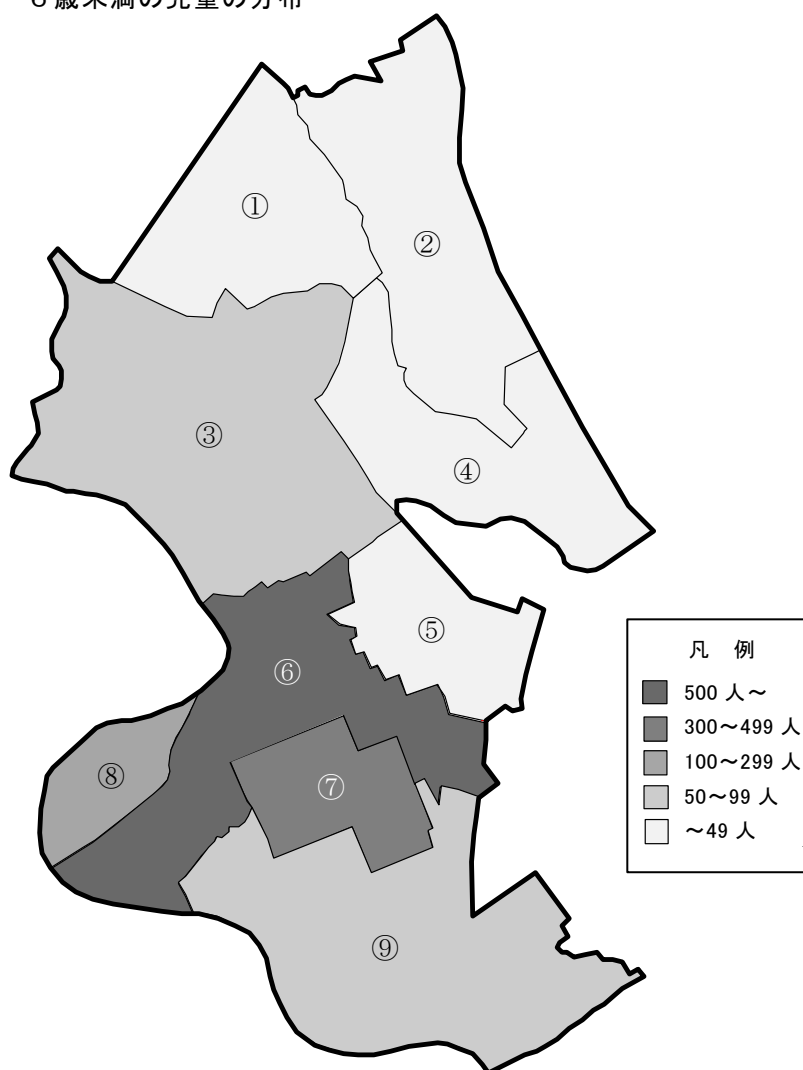
- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案する。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域とする。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本とする。

2 社会的条件と施設の立地状況

(1) 6歳未満の児童の分布

松伏・松葉地区、ゆめみ野・ゆめみ野東地区で全体の65.0%を占めています。田中地区も含めると、松伏町役場を中心とした町中央部に6歳未満の児童の79.8%が居住しています。

6歳未満の児童の分布



		6歳未満の児童数	
		児童数	構成比
①	魚沼地区	8	0.6%
②	築比地地区	46	3.5%
③	大川戸地区	67	5.1%
④	金杉地区	28	2.1%
⑤	田島地区	31	2.3%
⑥	松伏・松葉地区	555	41.9%
⑦	ゆめみ野・ゆめみ野東地区	305	23.1%
⑧	田中地区	196	14.8%
⑨	赤岩地区	87	6.6%
合 計		1,323	100.0%

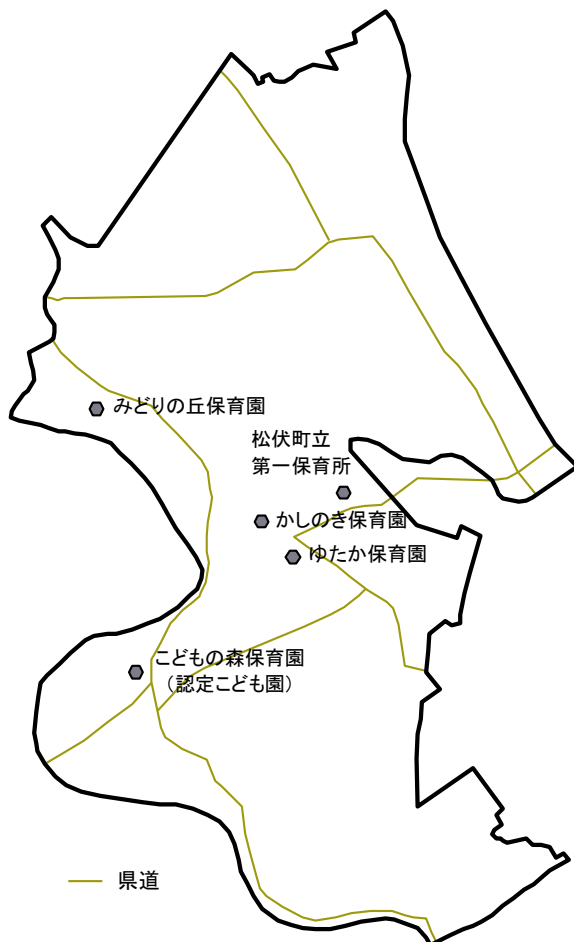
資料：住民基本台帳（H26.4.1現在）

(2) 教育・保育施設、子育て支援施設の分布

① 保育所（園）

町内には、下表の5園の保育所（園）（認定こども園を含む）があります。

町内の保育所（園）の位置

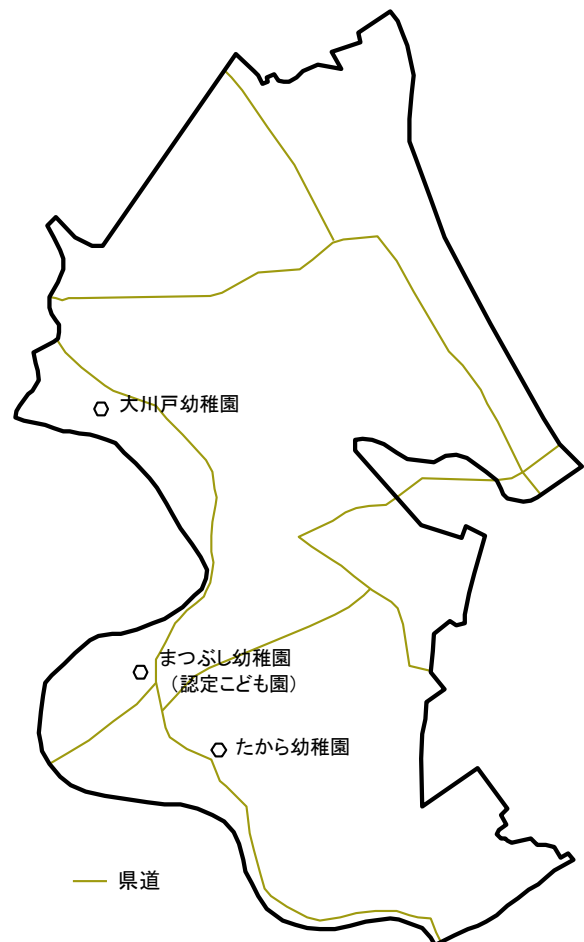


保育所（園）名	最低受入年齢	定員
松伏町立第一保育所	生後6か月	75人
ゆたか保育園	生後3か月	165人
こどもの森保育園 (認定こども園)	生後3か月	60人
かしのき保育園	生後6か月	60人
みどりの丘保育園	生後6か月	70人

② 幼稚園

町内には、たから幼稚園、まつぶし幼稚園、大川戸幼稚園の3園の幼稚園（認定こども園を含む）があります。

町内の幼稚園の位置



幼稚園名	認可定員
たから幼稚園	300人
まつぶし幼稚園 (認定こども園)	105人
大川戸幼稚園	105人

(H26.4.1現在)

③ 子育て支援施設

町内の子育て支援施設として、松伏町役場の他、松伏町地域子育て支援センター、大川戸地域子育て支援センター、松伏町児童館ちびっ子らんどが設置されています。

子育て支援施設の位置



3 教育・保育提供区域の設定

本計画では町全体を1つの「教育・保育提供区域」として捉え、基盤整備を推進します。

【教育・保育提供区域の設定根拠】

- ・人口、児童数の規模と分布状況を考慮すると、町全体を1つの「教育・保育提供区域」として基盤整備を行うことが効率的であり、利用者の利便性にも支障を来さないものと考えられる。

第2節 教育・保育施設の充実

1 教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期

(1) 年齢別児童数の推計

松伏町第5次総合振興計画の将来人口に基づき、住民基本台帳を用いて松伏町の児童数を推計しました。

松伏町の児童数は年々減少する傾向を辿っており、平成27年以降も減少が続くと予想されます。各年、年齢別の児童数の推計値は下表のとおりです。平成31年の11歳以下の児童数を2,621人と推計しました。

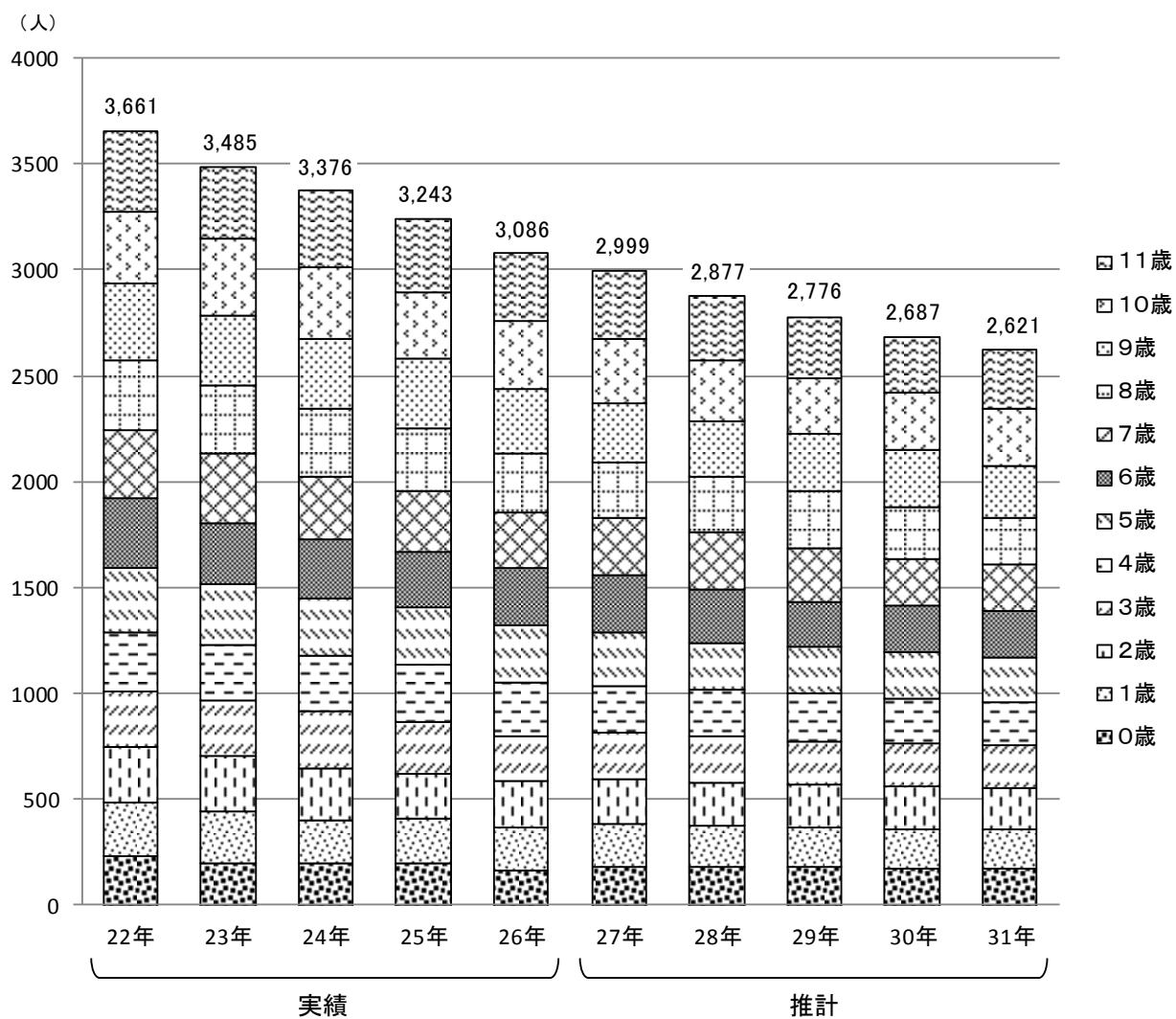
■松伏町の児童数の推移（実績と推計）

	実 績					推 計				
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
0歳	234	194	195	196	163	182	179	176	174	174
1歳	252	246	203	209	207	199	193	190	186	184
2歳	259	263	251	212	217	215	206	200	197	193
3歳	260	266	265	249	213	221	218	210	204	200
4歳	287	264	268	274	247	219	223	221	212	206
5歳	299	283	264	270	276	251	218	222	221	211
6歳	328	292	285	261	269	272	250	217	221	219
7歳	323	324	296	285	263	269	273	251	218	222
8歳	335	322	323	299	282	261	268	271	249	217
9歳	362	336	323	324	304	285	262	270	273	251
10歳	337	361	339	321	322	300	285	262	269	273
11歳	385	334	364	343	323	325	302	286	263	271
合計	3,661	3,485	3,376	3,243	3,086	2,999	2,877	2,776	2,687	2,621

※実績は各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

松伏町の児童数の推移（実績と推計）



(2) 教育・保育の量の見込み

児童数の推計と「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（平成25年度）の結果に基づき、教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

■教育・保育の量の見込み

(人)

		実績		量の見込み				
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定		451	428	349	334	331	322	313
2号認定		274	349	308	294	291	284	276
	教育ニーズ		51	56	53	53	51	50
	保育ニーズ		298	252	241	238	233	226
3号認定	0歳	11	14	15	15	14	14	14
	1・2歳	127	113	151	145	142	139	137

【参考】認定区分について

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
（保育を必要とする子ども）

(3) 確保の方策

① 特定教育・保育施設

町内には保育所（園）が5園、幼稚園が3園あり、うち1園が幼保連携型認定こども園です。（p47参照）

今後も、現在の幼稚園から認定こども園への移行について検討していきます。

② 特定地域型保育事業

現在のところ町内に事業所はありませんが、ニーズの動向を勘案して実施を検討します。

ア) 家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。

（いわゆる保育ママ）

イ) 小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

ロ) 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。（いわゆるベビーシッター）

ハ) 事業所内保育事業

事業主が、主として事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する保育施設を、企業内または事業所の近辺等に設置・運営する事業です。

■教育・保育の量の見込みと提供体制

			町内の施設を利用				町外の施設を利用			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
平成27年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	235	247	15	136	170	5	0	15
		他市の子ども	60	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	260	15	141	170	4		6
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		9
		確認を受けない幼稚園	150							
	①－②（▲は提供の余剰）		0	▲3	0	0	0	0	0	0
平成28年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	225	237	15	130	162	4	0	15
		他市の子ども	65	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	298	323	15	164	162	3		6
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		9
		確認を受けない幼稚園								
	①－②（▲は提供の余剰）		▲8	▲76	0	▲29	0	0	0	0
平成29年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	223	234	14	127	161	4	0	15
		他市の子ども	70	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	298	323	15	164	161	3		6
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		9
		確認を受けない幼稚園								
	①－②（▲は提供の余剰）		▲5	▲79	▲1	▲32	0	0	0	0
平成30年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	216	229	14	125	157	4	0	14
		他市の子ども	76	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	298	323	15	164	157	3		6
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		8
		確認を受けない幼稚園								
	①－②（▲は提供の余剰）		▲6	▲84	▲1	▲34	0	0	0	0
平成31年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	210	222	14	124	153	4	0	13
		他市の子ども	83	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	298	323	15	164	153	3		5
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		8
		確認を受けない幼稚園								
	①－②（▲は提供の余剰）		▲5	▲91	▲1	▲35	0	0	0	0

※2号認定のうち幼稚園の利用を希望する分は、1号認定として集計している。

2 教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保

（１）基本的な方針

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。幼稚園での預かり保育や延長保育ニーズへの対応、保育所（園）における保育需要に応じた定員確保が求められますが、将来の就学前人口の減少を踏まえると、保育所（園）及び幼稚園の充実とともに、保育所（園）と幼稚園の一体化を進める必要があります。

こうした状況を鑑み、保育所（園）、幼稚園に加え、保護者の就労形態にかかわらず子どもが教育・保育の機会を得られる施設として、認定こども園の整備に取り組みます。教育・保育の一体的提供により、保護者の選択肢を広げ、多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

（２）認定こども園のメリット

認定こども園のメリットとして、以下の諸点があげられます。

- ① 親の就労の有無にかかわらず、施設を利用できる。
- ② 適切な規模の集団を保ち、子どもの育ちの場を確保できる。
- ③ 0歳から5歳まで、一人ひとりの育ちに合わせた連続した教育・保育が行える。
（就労要件を満たさなくなった場合でも退園する必要がない。）
- ④ 既存の幼稚園を保育施設として活用できる。
（幼稚園では預かる時間が短いという保育ニーズに対応。）
- ⑤ 既存の保育所（園）を教育施設として活用できる。
- ⑥ 専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援を充実できる。

（３）一体的提供・推進に関する体制の確保

① 教育・保育の質の確保

遊びなどを通して、豊かな感性や好奇心、思考力を養い、社会性を身につけていけるよう、質の高い教育・保育を各年齢に応じて連続的に提供します。

また、保護者のニーズを勘案しながら、子どもにとってより良い教育・保育環境が実現されるよう工夫します。

② 職員の連携、質の向上に対する支援

教育・保育の一体的提供を実施する上で、職員が果たす役割は重要です。職員間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、職員の研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

③ 低年齢児保育の充実

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援する上で、0歳児、1歳児の受け入れ態勢の充実が求められます。また、3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることから、低年齢児保育の充実に努めます。

④ 多様な就労形態への対応

共働き家庭が増加し、就労形態も多様化するなか、幼稚園における預かり保育や延長保育に対するニーズが高まっています。また、保育所（園）では、保育開始時間を早めたり、終了時間を遅くしたいという希望が増えています。こうした状況に配慮し、多様な就労形態に対応した教育・保育施設のあり方を検討します。

⑤ 保護者の認知の促進

認定こども園における教育・保育の一体的提供に対する保護者の認知度を高めるため、その特徴やメリット等について丁寧な説明と広報により周知し、保護者と職員間の連携を通して理解を深めます。

⑥ 保護者間の連携への支援

認定こども園における保護者の行事参加や各種活動の円滑化を図るため、就労の有無、利用時間の長短にかかわらず、保護者が相互に理解し連携できる環境づくりを支援します。

⑦ 地域子育て支援の推進

核家族化が進展するなか、就学前施設に対しては、子育て支援や家庭支援、地域的な保護者間のつながりの形成、子育ての不安解消等を支援する機能が求められています。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園においても、未就園児に対する教育・保育や一時預かり等の充実、子育て支援や家庭支援の充実を推進します。

⑧ 小学校との連携・交流の推進

小学校入学にあたり子どもや保護者が抱く期待や不安に対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から、保育所（園）、幼稚園、認定こども園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

3 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

(1) アンケート調査に見る職場復帰時の状況について

① 実際の復帰時期

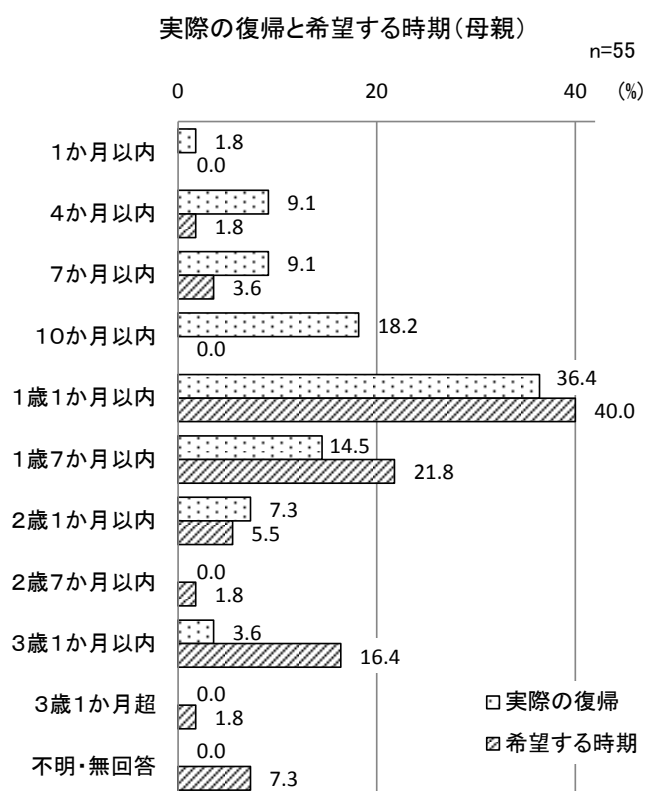
「1歳1か月以内」が36.4%で最も多く、1歳1か月までに74.6%が職場復帰しています。

0歳のうちに復帰したのは25人で、復帰した人の45.5%でした。また、1歳のうちに復帰したのは26人で、復帰した人の47.3%でした。

② 希望する復帰時期

希望する復帰時期では、「1歳1か月以内」（40.0%）と「1歳7か月以内」（21.8%）で全体の61.8%を占めています。

0歳のうちの復帰を希望するのは全体の5.5%（3人）にとどまり、1歳のうちに復帰を希望する人が63.6%（35人）を占めています。



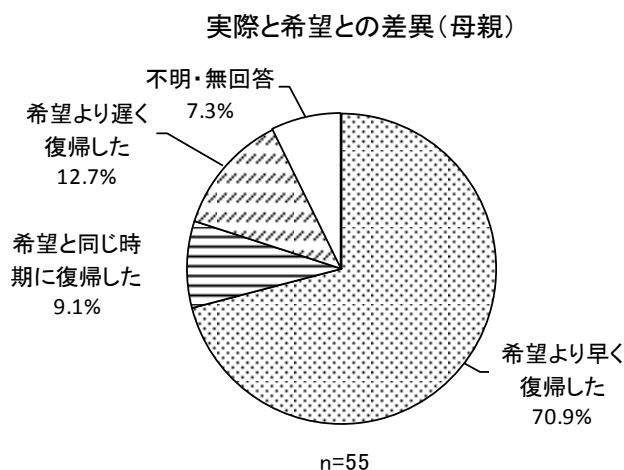
※1歳になった月を休業期間に入れるか否かで復帰時期に差異がでるため、1歳と1歳1か月が同じカテゴリーになるように分類している。

資料：子ども・子育て支援計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成25年10月実施）

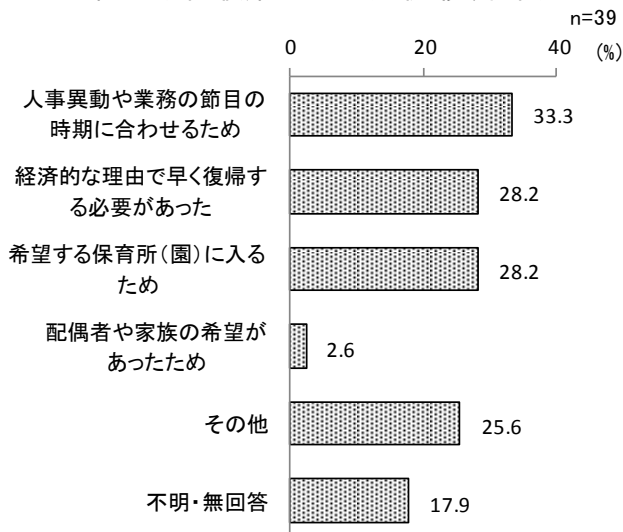
③ 希望より早く（遅く）復帰した理由

職場復帰した人のうち70.9%が希望より早く復帰しており、その28.2%が「希望する保育所（園）に入るため」を理由にあげています。

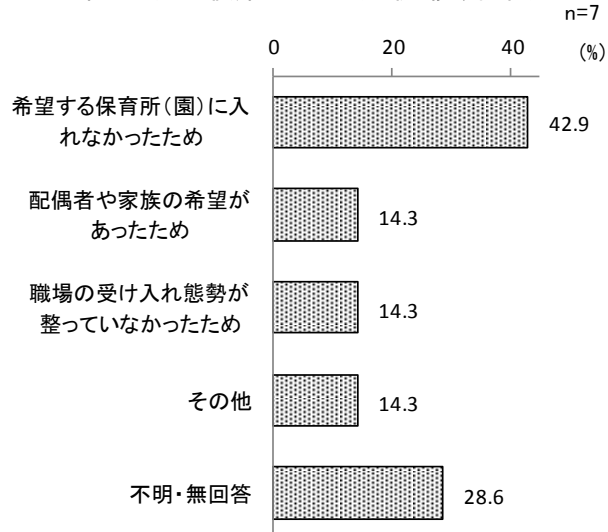
職場復帰した人のうち12.7%が希望より遅く復帰しており、その42.9%が「希望する保育所（園）に入れなかったため」を理由にあげています。



希望より早く復帰した理由(母親・複数回答)



希望より遅く復帰した理由(母親・複数回答)



資料：子ども・子育て支援計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成25年10月実施）

（２）基本的な方針

アンケートでは、職場復帰した人のうち０歳のうちでの復帰が４５．５％、１歳のうちでの復帰が４７．３％となっています。また、復帰の時期が希望と異なった場合の理由として、職場や家庭、経済的な事情と並んで「希望する保育所（園）に入るため（入れなかったため）」があげられています。

こうした状況から、教育・保育施設における０歳児、１歳児の十分な受け入れ態勢を整備する必要があります。特に、復帰を希望する時期としては、１歳のうちが６３．６％を占めていることから、１歳児の受け入れ体制を重点的に整備する必要があります。

（３）円滑な利用の確保方策

① 受け入れ態勢の整備

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援するため、認定こども園、保育所（園）における０歳児、１歳児の受け入れ態勢を整備し、保護者が希望する時期に職場復帰できる環境づくりに努めます。

② 低年齢児保育の充実

３歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることを踏まえ、低年齢児保育の充実に取り組み、保護者の保育に対する不安の解消に努めます。

③ 情報提供、相談・支援の充実

休業中の保護者に対する情報提供や相談・支援体制を整え、産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用を促進します。

また、休業中の保護者に限らず、幅広い対象に対して地域の子育て支援や家庭支援体制について広報を行います。

④ 保育ニーズや事業者情報の収集と子育て関連地域事業者等との連携

教育・保育の更なる改善に向け、地域の保育ニーズや事業者情報の収集に組み込みます。また、子育て関連地域事業者等との連携を強化し、適宜適切な保育が提供される体制構築に努めます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

1 相談・支援を行う事業

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

役場の子育て支援担当部署を窓口として、関係機関との連絡調整のもと、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。

■利用者支援事業

	実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	24 年度	25 年度					
量の見込み（か所）			1	1	1	1	1
確 保 方 策（か所）			1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

松伏町地域子育て支援センター、大川戸地域子育て支援センターの2か所で事業を行います。

■地域子育て支援拠点事業

	実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	24 年度	25 年度					
量の見込み（人回）	4,146	3,992	4,157	4,032	3,945	3,884	3,844
確 保 方 策（か所）			2	2	2	2	2

2 訪問による事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業

	実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	24 年度	25 年度					
量の見込み（人）	164	149	182	179	176	174	174
確 保 方 策			【実施体制】 保健師・助産師 7 人 【実施機関】 保健センター				

(2) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

■要支援児童の支援に資する事業の量の見込み

	実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	24 年度	25 年度					
養育支援訪問（人）	30	30	30	30	30	30	30
要保護児童（人）	5	3	5	5	5	5	5
確 保 方 策			【実施体制】 保健師・助産師 7 人 【実施機関】 保健センター				

3 通所による事業

(1) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2事業から構成されます。

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

	実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人）			8	8	8	8	8
確保方策（人）			8	8	8	8	8

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みと確保方策は、2) 一時預かりを行う事業（在園児対象型を除く）に掲載しています。

(2) 一時預かりを行う事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児について、必要な保育を行う事業です。認定こども園、幼稚園、保育所などの施設での一時的な預かりを行う一時預かり事業、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などがあります。

■一時預かりを行う事業（幼稚園の在園児対象）

		実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		24 年度	25 年度					
量の見込み	1 号認定 (人日)			1,414	1,351	1,338	1,304	1,266
	2 号認定 (人日)			553	529	524	510	495
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型) (人日)			2,000	1,950	1,900	1,850	1,800

■一時預かりを行う事業（在園児対象型を除く）

		実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		24 年度	25 年度					
量の見込み（人日）※		827	949	968	934	918	900	885
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く) (人日)			920	890	880	870	850
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化 事業を除く)（人日）			60	60	50	50	50
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) (人日)			0	0	0	0	0

※ 24・25年度の実績は、保育園での一時預かりと、ファミリー・サポート・センターの乳幼児の利用を合計したもの。

（３）延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育を実施する保育所（園）等における保育士配置の充実を図ることにより、保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要に対応します。

■延長保育事業

	実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人日）	114	112	139	133	131	129	126
確保方策（人日）			145	140	140	135	135

（４）病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的な保育をする事業です。

■病児・病後児保育事業

		実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		24年度	25年度					
量の見込み（人日）		0	0	8	8	7	7	7
確保方策	病児保育事業（人日）			8	8	7	7	7
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（人日）			0	0	0	0	0

(5) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業

	実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	24 年度	25 年度					
量の見込み(利用者数)(人)	306	301	350	339	320	304	292
低学年(小学1～3年) (人)	223	213	249	245	229	214	204
高学年(小学4～6年) (人)	83	88	101	94	91	90	88
確 保 方 策(利用者数)(人)			360	350	330	315	305
低学年(小学1～3年) (人)			255	250	235	220	210
高学年(小学4～6年) (人)			105	100	95	95	95

4 その他の事業

(1) 就学児に対する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の児童を有する子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■就学児に対する子育て援助活動支援事業

	実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	24 年度	25 年度					
量の見込み（人日）		83	40	38	37	35	34
確 保 方 策（人日）			45	40	40	40	40

※子育て援助活動支援事業の未就学児の量の見込みは、幼稚園の在園児以外の一時預かり利用者の量の見込みに含まれている。

(2) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦に対して健康診査を実施する事業

	実 績		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	24 年度	25 年度					
量の見込み（人）	182	217	182	179	176	174	174
確 保 方 策			【実施場所】 各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【検査項目】 県基準と同じ				



第6章 計画推進体制

1 計画推進体制

（１）松伏町子ども・子育て支援審議会の設置・運営

松伏町子ども・子育て支援審議会（以下、審議会という。）を設置し、松伏町子ども・子育て支援計画の進捗管理を行います。

審議会は、学識経験者、町内教育・保育機関、教育・保育関係団体、市民活動団体、町内経済団体、町民代表等によって構成され、それぞれの専門的立場からの意見を審議会において集約します。また、必要に応じてその他の専門的知識を有する方々からの意見を求めることがあります。

審議会での検討結果や集約された意見は町に報告され、施策の運営に反映されます。

（２）（仮）計画策定・推進管理会議の運営

松伏町庁内において、各種計画策定の基盤となる各課横断型の会議を開催しています。この会議に諸計画の進捗管理機能を付加し、進捗状況や関連情報の共有と関係各課の一体的な施策運営体制を整備します。

ここで集められた子ども・子育て支援に関する情報は審議会に報告され、審議会の運営を支援します。また、審議会での検討結果や集約された意見が各課に周知され、対応が検討されます。

（３）関係諸団体の連携強化

審議会活動を基盤として、教育・保育に関係する情報公開を推進するとともに、町内関係諸機関の情報交換の円滑化を図ります。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、子どもの健康や安全を確保するための各種機関、子育て支援団体等が一体となって子ども・子育て支援施策を効果的に運営することができるよう、相互の連携強化を図ります。

2 計画達成状況の点検・評価

松伏町子ども・子育て支援計画の進捗状況は（仮）計画策定・推進管理会議で関係各課に情報共有され、審議会において計画達成状況の管理を行います。

審議会による計画達成状況の管理はPDCAサイクルに則って行い、継続的な改善に取り組みながら施策の実効性を高めます。

■PDCAサイクル

- P l a n （計画）： 従来の実績や将来の予測などをもとに計画を策定する
- D o （実行）： 計画に沿って施策を運営する
- C h e c k （評価）： 実施状況が計画に沿っているかどうかを確認する
- A c t （改善）： 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置する

■計画推進体制

